

平成25年第1回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成25年3月11日（月曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第1号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第2号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について

第3号議案 幸田町総合計画策定条例の制定について

第4号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

第5号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第6号議案 幸田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

第7号議案 幸田町民プールの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

第8号議案 幸田町葬儀用祭壇使用条例の廃止について

第9号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について

第11号議案 町道路線の認定及び廃止について

第19号議案 平成25年度幸田町一般会計予算

第20号議案 平成25年度幸田町土地取得特別会計予算

第21号議案 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計予算

第22号議案 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

第23号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計予算

第24号議案 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算

第25号議案 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算

第26号議案 平成25年度幸田町下水道事業特別会計予算

第27号議案 平成25年度幸田町水道事業会計予算

日程第3 予算特別委員会の設置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	中根秋男君	2番	杉浦あきら君	3番	志賀恒男君
4番	鈴木雅史君	5番	中根久治君	6番	都築一三君
7番	浅井武光君	8番	酒向弘康君	9番	水野千代子君

10番 夏目一成君 11番 笹野康男君 12番 内田 等君
13番 丸山千代子君 14番 伊藤宗次君 15番 大獄 弘君
16番 池田久男君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	大須賀一誠君	副町長	成瀬 敦君
総務部長	杉浦 護君	健康福祉部長	伊藤光幸君	
参事	長谷寿美夫君	環境経済部長	鳥居元治君	
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	中山 豊君	
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	建設部次長兼 都市建設課長	近藤 学君	
教育長	内田 浩君	教育部長	春日井輝彦君	
消防長	近藤 弘君	消防次長兼 庶務課長	山本正義君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦勞さまで。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開会 午前9時00分

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、前回同様14名であります。議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を6番 都築一三君、7番 浅井武光君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第1号議案から第11号議案の11件と第19号議案から第27号議案の9件、合わせて20件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑

の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

3月8日の本会議で、第11号議案までの質疑は終わっております。

よって、本日は、第19号議案に係る質疑から行います。

まず、5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

- 5番（中根久治君） 19号議案、15款10項のカンボジア王国友好提携交流事業についてのお尋ねであります。

初めに、このカンボジア王国友好提携交流事業という、このネーミングの問題なんです。事業名がカンボジア王国友好提携事業と。気になるのは、幸田町がカンボジア王国そのものと友好提携をするのかなという勘違いをします。幸田町がアメリカ合衆国と友好提携を結ぶというような考え方だと思っております。この幸田町のような日本の小さな町が外国の国家と友好提携交流とは一体何だろうか。こういう例があるかどうか。恐らくもう少し小さな自治体との交流だと思っておりますので、この事業名そのものをやはり変える必要があるかと思っておりますので、まず、その考えについてお聞きします。

- 議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

- 総務部長（杉浦 護君） この事業名が多過ぎるのではないかなという御指摘だと思われはすけれども、まず、カンボジア王国との本町との関係でございますけれども、平成17年の愛・地球博におきますフレンドシップを契機といたしまして本町との交流が始まったというふうに理解をいたしているわけでございますけれども、これは、当然カンボジア王国と本町とのフレンドシップという関係の中でお付き合いが始まったということでございます。

今回、このタイトルの関係につきましては、平成25年が日本とカンボジアの外交関係の樹立60周年ということでございます。こういった時期にも当たっているということでございます。国といたしましても、こういったカンボジアとの関係について、カンボジアのほうの日本大使館を中心といたしまして記念事業も行われるということでございます。そうした中、私どもとしても、国のこういった要請にこたえる中で、今回、こういった事業に取り組んでいきたい。そういったことで、本来からのフレンドシップということで考えますと、確かに、今議員おっしゃられますように、各市町と言っているのでしょうか、もう少しポイントを絞った形でのお付き合いということになるわけでございますが、先ほど申し上げたような国の事業ということも若干あるということで、今回はこういったような名前を使わせていただいたということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（池田久男君） 5番、中根君。

- 5番（中根久治君） こういうネーミングそのものが、もう本当に国レベルのネーミングだなというふうに思っておりますので、やはり地方自治体としては余りふさわしくないのではないかなというふうに思っております。

幸田町は、その中のシェムリアップ州とフレンドシップ事業をやっているというふう
に思っております。このシェムリアップ州というのは、いわゆる地方自治体ではないん
ですよ。地方自治体でないところとフレンドシップを始めて、もう10年になろうとし
ていると。なぜ、カンボジア王国内の地方自治体とそういう提携をしないのかと。この
何とか州という、この州そのものが何となく漠然として、幸田町という地方自治体と提
携をするような単位の部分ではないのではないかというふうに私は思っておりますので、
こういう結び方というのは、まさに国家単位がやることだろうなというふうに思ってお
りますから、その辺のところ、自治体でもないところとこのフレンドシップ事業にこだ
わる理由についてお伺いしたいと思います。

そして、今までに、この幸田町がどのように町として、ややこしいシェムリアップ州
と支援をしてきたか、また、人的交流をしてきたということについても、また、相手先
は一体何だという、そういう市町なのか、そういう部分について、きちんとした答えを
いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） カンボジア王国のシェムリアップ州というのが私どもの幸田町が
友好提携を結んだところでございます。カンボジアという国は、日本とは組織体系、国
政の体系が違います。シェムリアップ州というのは、国でいくと内務省の管轄でありま
して、内務省の官僚が州知事をやっております。シェムリアップ市というのもございま
す。ところが、市というのはほとんど形態をなしていないといいますが、市長さんもい
らっしゃいます。しかしながら、そこが国の形の違いでありまして、シェムリアップ州
は私どもの幸田町と提携しましょうということでの提携になっておりますので、その辺
を御理解いただかないと、日本の国の組織としては違うというのが大きな要因でござい
ます。

このシェムリアップ州につきましては、前近藤町長もお行きになりまして、議会も一
緒に行かれまして、そういう経過もあった中で、私も参りまして、私も議長とも一緒
に行った経験もありますし、それから、2回目につきましては副議長とも一緒に行って、
最終的には調印式を行ったというのが私でございます。

過去に国際交流協会とか、いろいろな団体も現地を訪れて友好を深めておりまして、
ましてや幸田町のライオンズクラブにおきましては、トラキエット小学校の校舎、図書
館、トイレ、それから、今度はワットポーという5,500人ぐらいいる大きな小学校に医
務室をつくっている。そういう友好関係も深めております。また、電気がないわけであ
りますので、幸田町におきましても当初50万円の予算をいただきまして発電機とか、そ
の発電機を使って放送設備をつくる、そういうものとか、バレーのボールだとか、ノー
トだとか、それから、各小学校から絵だとか、いろいろなものを一緒にトラキエット小
学校に贈って友好を深めております。

そういうことで幸田町とのつながりは非常に大きいわけでありまして、今後ともカ
ンボジアとの友好は深めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願
いをしたいと思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） カンボジアの中の組織がどうなっているかということも私も少し勉強させてもらいまして、今、町長の言われるとおりかなということは十分理解をしての話でございますが、この広い世界で、町として、そういう町の自治体として一番ふさわしい形の交流相手がこのシェムリアップ州なのかと。地方自治体としての体をなしていないわけですので、そこなぜ結ぶのかと。そこになぜこだわるのかと。世界にもものすごくたくさんいろいろな国があるわけですので、なぜここにこだわるのかと。今までの交流そのものは私はいいと思っておりますし、今後も続けていくべきであると思いますが、幸田町が外国との友好提携を結ぶとすれば、やはり自治体というところと結ぶのが一番いいのであろうなというふうに思っております。

そして、今回また新たな友好提携ですから、その支援のあかしとして、何か具体的に金銭とか物品の提供を用意しているかどうかについてもお願いをします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 基本となるのは、やはり、先ほども申し上げましたけれども、このカンボジアとのおつき合いということにつきましては、万博の継承事業としてフレンドシップの関係を取り組んできたといった、こういったいきさつが大きいわけでございます。議員おっしゃられますように、世界にはいろいろな国、また、そして州、いろいろなところがあるわけでございます。そういった意味の中で、どれがということは一概には言えないわけでございますけれども、こうした過去のこれまでの経過の中で、今、幸田町としてはカンボジアのほうとおつき合いをさせていただいているというような関係であることで御理解をいただきたいというふうに思うわけでございます。

それと、今回のおつき合いの中で何か記念となるものを考えているかということでございますが、基本的な形のことについては、まだそこまでに至っておりません。先ほど申し上げましたように、国のほうのカンボジアでの日本大使館、こういったものを中心といたしまして、いろいろな取り組みも考えられているわけございまして、私どものほうが向こうのほうへ伺うにしても、相手方の調整とか、そういったものをこれから進めていくということでございますので、その辺で考えているという、こういった計画を今持っているということでございますので、詳細につきましては、今後詰めさせていただくということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 予算書を見ますと、毎年毎年、少しずついろいろな予算が削減されているというのがよくわかります。ほかの予算を削減してまで実施するこの優先度というのですか、なぜそこまでするのかと。その優先度についてお伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今回のプライオリティーをどういう形で考えたかということだと思いますけれども、私ども60周年というアセアンの一員として、私も先日、アセアンの名古屋でありました会議に行きましたが、ラオスだとかいろいろなところの各国の中日大使とお話をさせていただきました。やはり、日本として、この東南アジア地域に対して友好関係をさらに深めていくというのが基本であろうというふうに思っております。それで今回、カンボジアのこの60周年という事業に対して、協賛という言い方は悪いで

すが、ともにお祝いしながら、日本とのつながりも深め、この地域の安全・安心のためにもそういう関係を深めていくというのが重要であろうということで、今回あえてそのような予算を組ませていただきましたので、御理解いただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 町長言われますように、確かに、ライオンズクラブとか、K I Aとか、いろいろな形で既にカンボジアのこのシェムリアップ州とは交流が進んでいるわけですね。ですから、これは民間交流がどんどん進んでいくと。でしたら、やはり交流をする場合も官民合同で、一緒に、もっといろいろな、N P Oとかいろいろな形の人たちにも呼びかけて行ったほうがいいのではないかなというふうに私は思いますので、あくまで官だけが行くというところが私は気になりますから、今の形ならば、官民そろって行くというような計画はできないものかどうかについてお伺いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今回、官民ということでございますけれども、従来から、今、議員御指摘のように、ライオンズクラブですとか国際交流会、こういったものを通じまして、いろいろな民間レベル、フレンドシップの関係につきましても、基本となるのはやはり民間レベルの交流というものが中心ということで進めているわけでございます。今回、たまたまとは言っては語弊がありますが、60周年という、こういった記念すべき時期でもあるということでございます。国のほうのこういった大使館におけるいろいろな事業の取り組みということもあるわけでございます。私どもとしては、そういったものにも参画をしながら、町として、こういった周年的な部分に参画をしていきたいというふうに考えているところでございます。官民の機会、そういったことが許されるものであれば、また、そういったことも今後考えていく必要もあろうかと思いますが、今回につきましては、今申し上げたとおりの内容でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） お話を聞いておりますと、まさに幸田町が国際交流とか国際貢献に近いところを日本の国の一員として頑張っているということでございますので、積極的なPRをしていただいて、変な誤解のないようにしていただきたいというふうに私は思いますので、よろしくお願いをします。

次は、今度は55款20項の中学生部活動交流派遣事業についてお伺いしたいと思っております。

この中学生部活動交流派遣事業は新規事業でございますので、まず、その概要についてお願いをします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回、新規事業で箕輪町との中学生部活動交流派遣のお願いを計上するわけでございますが、今回、概要といたしましては、箕輪町は本町が災害時相互応援協定を締結いたしました最初の町でございます。この協定を機に、相互の町を知ること、そして、交流を図ること、振興を深めていくこと、これが根底にあるわけでございます。過去におきましては箕輪町の中学校と本町の幸田中学校が農業体験をした

という実績のある町でございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） どのような交流内容があるかということについて。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 交流概要の具体的な内容でございますが、現在、案としては持っているわけですが、箕輪町教育委員会とも、そして、箕輪町中学校とも今、連絡を取り合っているところでございます。その概要といたしましては、部活動の関係でございますので、文化部または体育系の部活動、こういうところの交流を考えているところでございますが、予算的な内容で申し上げますと、バスによる、おおむね50人程度の規模で交流をしたいということでございます。日帰りで実施をするということでありまして、箕輪町は若干遠いところではございますが、朝早くなるかと思いますが、1日で交流をしたいというようなことで考えております。

また、これをどうするかということは、今後また箕輪町の教育委員会と調整しながら進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 箕輪町との交流のきっかけが1995年でしたか、そのころから、この幸田町の中学生が箕輪町へ行って農業体験をしたというようなところから始まっているというふうに聞いております。そういう意味ではとても大事なことかと。交流活動というのは、大切さは私も十分わかっておりますが、でもしかし、本当に交流しなければならぬのは一体だれなのかということを考えますと、今回、相互応援協定を結んでの交流でございますから、本来は相互応援協定に基づいて活動する幸田町の職員が交流するのが一番大事だろうなというふうに私は思います。幸田町が応援する町の様子、その町の災害予測とか道路状況、地形、そういったものを将来支援する予想のもとに、町の職員がそのことを理解するということが応援協定の中身のあるものにするのではないかなと。ですから、そういった活動というのがもっと大事なのに、なぜ中学生の部活動なのか。なぜ中学生なのか、なぜ部活動なのか。その辺についてお聞きしたいなと思っております。この事業が学校現場、幸田町の中学校の学校現場から出た声なのか、学校との話し合いはしたのか、その反応はどうだったのかということについてもお答えください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今のこの箕輪町との関係でございますけれども、御指摘のように、昨年、災害時相互応援協定を結ばせていただきました。なぜ町としての職員同士の交流をまず優先させないのかという御指摘でございます。確かに、防災という部分での協定を重視して今後も両町の間を深めていきたいという思いは当然いたしているわけでございます。そういった意味で、お互いに防災訓練ですとか、そういったものの参画ということも予定をしていくわけでございますが、常にこういった形で相互の災害時の応援というものができるかどうか、こういったことも今後よく詰めていかなければと。昨年協定を結んだところでございますので、そういったものを今後こういった形をやるかということをお互いに話し合いながら、より実のあるものにしていきたいという

ふうを考えているわけでございます。

ただ、せっかくのこういった協定を結んで、お互いにこういった関係ができたわけでございます。災害時のみならず、平時、災害時ということではなくて、一般的なそういったときも町民相互の交流ということも考えていかなければならないのかなというふうに思っているわけでございます。よくあるのは、協定は結んだけれども、将来的には何もなくて、そのまま何かもやもやとして終わってしまうと。いずれか協定も何もなかったようなふうになってしまうというようなことがあっては、やはりせっかくのことがむだになってしまうわけでございます。そういった意味で、平和のときも、それから、災害のときも、いろいろな意味で交流を深めていくこと、今回を機に両町が結び合っていくということが一番重要かなというふうに思っているところでございますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 議員お尋ねの学校現場からの声というところでございますが、当然、その予算編成に当たりましては、先ほど申しました、箕輪町との過去の体験もありますので、学校とも十分調整しながら対応をとってきたところでございます。また、この交流事業は学校教育展開の指針にもきちんと、6本柱の中の一つといたしまして、ふれあい活動を通してということで、十分この意義はあるのではないかと、このように考えております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） これは、最初は災害時の相互応援協定なんですよ。それが目的なんです。ですから、その目的を実現する事業をしないでにおいて、その前になぜ中学生の交流なのかと。そこの順番が違わないかなということを私は質問しているわけですので、その順序性について、もう一度お願いします。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今回の箕輪町との関係につきましては、昨今は姉妹都市というもの、中根議員のおっしゃっているのはそういう関係のことをおっしゃっているんだろうと思うのですが、最近姉妹都市というのはなかなか厳しい状況といえますか。要は、災害応援協定を結ぶということが主流になってきて、それが姉妹都市と同じような形態をなしているというのが多くなってきております。

今回につきましては、昨年も私どもの防災安全課、企画課が行きまして、箕輪町のお祭りに参加して、えんたんを持っていきまして、向こうの町とお互いの町を知り合うと、そこが根底だと思います。災害応援協定の防災だけをやっておりましたら、なかなか人との心がつながらないだろうと思います。そういうお互いの交流をすることによって、さらにもう人間関係が深まります。そうすると、「あちらが言ってきた。それではすぐ動こう」というような形になるには人との交流が一番大事だろうと。一番前提となる、確かに災害応援協定がメインでございますけれども、それでも人との交流によって人の動きがスムーズにいくだろうということもありますし、まして、町が災害応援協定を結んだところに中学生、次の幸田町をしょって立ってもらおう人たちが行っていただく、知っていただく、お互いに災害があったときには協力し合おうと、そういうことも一つの

勉強ではないかというふうに思っておりますので、その辺を今後、まだ立川市だとか、平泉町だとか、住田町とかいろいろなところもごぞいます。これを中学生でやっていくかどうか、いろいろな団体でまた……。箕輪につきましては、昨年度、防災ボランティアの皆さんが1泊して行っていただいております。そういう意味で、お互いに民間レベルといえますか、皆さんが交流することによってさらに深まっていくだろうと。その辺を御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 第一の目的が災害応援協定でございますので、相手の町の防災予測とか、そういう地形とか、そういったものをきちんと町が把握することが大事だろうなというふうに私は思っておりますので、その部分はきちんと進めた上での交流にさせていただきたいというふうに願っております。

それから、この交流をするための中学生の選抜方法の問題なんですが、本年度の幸田町教育委員会の施策に対する評価の外部評価委員の評価というのがございますよね。それを見ますと、中学生海外派遣に対して、代表生徒の選出の公平性と費用対効果での問題点を指摘しております。そうですね。同じようなことが去年でしたか、事業仕分けの中でも一部の生徒だけではないかというような、そういった批判も出ておりました。これと同じことが、今回の50人規模の日帰りのバスの交流会で、だれが行くのかというようなところで、こういった問題が起きてこないかなということを私は心配をしております。この教育委員会の外部評価委員会のこの指摘と事業仕分けでの指摘という部分をどのように受けとめられて、この50人をどうやって選抜されるのだと。その部分について、慎重に取り組むべきだと思うのですが、その辺のところのお考えをお聞きます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 防災の関係での箕輪との交流につきましては、今、議員おっしゃられますように、防災という部分に限って、また、いろいろな考え方もあろうかと思っておりますので、よく相手方とも調整をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 選抜についての考え方はどうかということではありますが、現在考えている交流の仕方につきましては、箕輪町と交流する中学生の選抜、特に箕輪中学校、箕輪町さんは中学校1校体制でございますが、ここの箕輪町さんとの行事、そして、幸田町の3中学校の学校行事等々の調整を行いまして、実施が可能となる1中学校、1部活動部員全員による派遣の方向で考えているところでございます。先ほど御指摘いただきました関係につきましては、そういった選抜の方法でも、代表者ということではなくて、代表クラブ全員が交流するというところで現在は考えているところでございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そういうふうに、1中学校1部活動というふうになれば、ほかのところはいろいろな日程の都合で行けなかったのだというふうに多分クラブの子供たちに納得させると思うのですが、そのことが後で、また、例の海外派遣と同じような形で不平不満が出てくるという部分が気になりますので、そういったところの配慮を十分にし

ていただきたいなと思いますので、今度はどのような配慮をされようとされているのかということをもう少し詳しくお聞きしたいというのと、これは個人負担が絡みますかどうか、その辺についてもお願いします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 生徒たちへの配慮ということでございますが、現在考えております交流につきましては、先ほど申しましたように、今後十分に箕輪町の教育委員会、そして、中学校との連携を取り合いながら派遣部活動を選抜いたしまして、今後、調整を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくをお願いします。

また、個人負担につきましては、現在、考えておりません。

○議長（池田久男君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、8番、酒向弘康君の質疑を許します。

8番、酒向弘康君。

○8番（酒向弘康君） 中根議員と質問が重なりましたので、国際化推進事業について、先にお伺いしたいと思います。

新規の先ほどのカンボジア王国友好提携交流事業ということですが、60周年の前年ということですので、再来年が60周年ということですが、新年度が59年ですが、本番に当たる60周年はどのような事業を考えられて、それを見据えながら新年度の事業をどのように進められるのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 本町の合併60周年、これが、今御指摘のように、再来年ということでございます。こういったことの中で、今回、このカンボジアとの交流を図っていききたいということで思っているわけですが、向こうと日本との友好関係のこういった時期を迎えているということでございます。今回、向こう側のほうへ交流を図るためにまたお邪魔をするという考え方でいるわけですが、それによって次の合併60周年の本町の記念すべき時期を迎えるわけですが、そういったときに向こうからも今度は本町のほうに来ていただけるような、そういった交流にも発展していければいいかなというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 次に、国際化推進事業全体のことになりますが、現在、日本には約200万人以上の外国人が住んでおられるということですが、町内にも多くの外国の方が暮らしておられると思います。リーマンショックを境に状況が少しは変わったと思うのですが、直近の外国人の方の在住者の状況をお聞きしたいと思います。そして、参考までに町内企業での就業状況、それと子供さんの学校の就学状況もあわせてお聞きいたしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 本町の外国人の方々の関係でございますけれども、2月28日現在で申し上げさせていただきますと思います。外国人の在住者の方は現在708人。本町の人口に占める割合は1.83%ということでございます。平成20年の11月30日に1,094人という人口があったわけですが、このときをピークといたしまして、現在は減

少傾向にあるということでございます。

国籍別の状況でございますが、最も多いのがブラジルの方で178人、全体の25.1%でございます。以下、フィリピンが167人、中国が165人、インドネシアが57人、ベトナム46人、韓国29人といったような状況でございます。男性の方で多いのはブラジルの方で105人、また、女性の方でございますと中国の方が127人、フィリピンが110人といったような状況でございます。

就労状況ということでございますが、この関係については、詳細については、私どもとしては把握をいたしております。K I Aですとか、そういった日本語教室などで参加をいただいている方々にお聞きしたところによりますと、町内の、企業名を言っていないのかわかりませんが、例えば、アスカ株式会社ですとかコバテック、または鈴木化学工業ですとか幸南工業、こういったようなところに外国人の方がおみえるになると。また、ソニーのイーエムシーエス、また、パナソニックのほうにおかれましても、これは派遣会社のほうを通じて勤めておられるといったようなことはお聞きをいたしております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 就学年齢に相当いたします外国籍の児童生徒数の就学状況につきましては、平成25年の3月1日現在でございますが、小学生21名、中学生18名の合計39名であります。それぞれの町内の小中学校で学んでおります。学校生活は日本人の子供と全く同じであります。日本語が不自由な子供たちもおります。日本語教育適用指導担当の先生が個別に取り出しを行いまして行うなどしまして、学校生活への支援をしているところでございます。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 1,094人から708人ということで、かなり減っているということですが、幸田町が住みにくいというわけではないとは思いますが、全体の傾向かというふうに思います。

国際交流事業というのは多文化共生が目的というふうに思います。日本人と同じように、地域の住民としてお互いに認め合い、ともに地域づくりをしていくというのが、この多文化共生ということですが、一方で生活習慣の違いなどによるトラブルも各地で起きているということも聞いております。先日の新聞には幸田町の中央小学校の児童がさまざまな国籍の人たちが仲よく暮らせる社会、多文化共生を考える活動、これを大須賀町長に報告があったと紹介がされておりました。このように外国人の方が地域に溶け込んでもらえる環境づくり、これと住民の皆さんが外国人を地域社会の一員として認め、協力し合っていくこと、これが必要だというふうに思います。本町としての就業支援、催しなど、また、住民、職員への意識醸成等を含めて、事業をどのように進められていかれるのか、お聞きをいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 多文化共生、本町におきましても、先ほど申しあげましたように、さまざまな国から本町のほうにいられておられる方もおみえるなるわけでございます。

す。そうした中、やはり、今御指摘のように、言葉の問題ですとか生活環境、こういったものの違いによりましていろいろなことが言われているようなこともございます。こうした中、私どもの関係の中では、やはり必要な情報というものを提供していくことが必要ではなかろうかというふうに考えているところでございます。役場の中でいきますと、例えば、ポルトガル語の通訳の方を採用させていただきまして、外国人の方々の相談に乗っていく、また、外国籍の方々と町民会議、こういったものによりまして外国籍の方の意見などの収集の場を設ける、また、そして町を知るツアーということで、幸田町をバスで巡回したりして町内を知っていただく、そういった機会を提供していくということも考えているところでございます。

また、管理職を対象といたしまして、多文化共生のこういった関係の方々をお招きいたしましてお話をいただく場も設けている。また、県のこれは関係でございますけれども、あいち医療通訳システム、こういったことで、医療面でのお困りになっている場合における通訳、そういった方々の利便を図っていくというような、こういったシステムを、これは本町のみならず、県ということでの取り組みでございますけれども、そういったことも取り組むながら、外国人の方々がより生活しやすい環境を整えていく必要があるというふうに考えているところでございます。

今後も国際交流協会ですとか、そういった関係の方々の協力も得まして取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

- 8 番（酒向弘康君） 職員の意識醸成等とはということで。
- 議長（池田久男君） 総務部長。
- 総務部長（杉浦 護君） 職員の意識ということにつきましては、やはりこういった本町におきましても外国人の方が多く、例えば役場のほうにもお越しになられるわけでございます。先ほど申し上げましたように、国際化推進に係るこういった会議を持ちまして、外国人の方々の意識の共通性、こういったものも図っていかねばならないというようなことで取り組みをさせていただいているわけございまして、分け隔てない町に住民の方々ということで、職員も同じように交流を図っていく、そういった各地域での活動ということにも職員が積極的にかかわってもらいまして、そういった方々との交流も図っていく必要があるというふうに考えているところでございます。
- 議長（池田久男君） 8 番、酒向君。
- 8 番（酒向弘康君） 先日も職員に向って講演会があったということも聞いております。今後もさまざまな文化、習慣を持つ者同士が地域社会を形成していく多文化共生の推進、は、住みよい地域づくりの面からも、また、地域の発展ということから考えても大変重要だと思っておりますので、さらなる取り組みの推進を望みたいというふうに思います。
次に、予算書64・65ページです。防犯活動事業費についてお伺いをいたします。
防犯カメラ設置工事400万円という内容についてであります。この防犯カメラの設置場所と台数、それから、そのおのこの設置工事が完了する時期の詳細をお聞かせください。
- 議長（池田久男君） 総務部長。
- 総務部長（杉浦 護君） 防犯カメラの関係でございますけれども、今回、相見駅の周辺

につきましては平成23年度から整備を進めさせていただいているということでございまして、現在、カメラ11台と記憶媒体といたしましてレコーダー、こういったものを2機、整備をさせていただいております。一部、カメラと、それから、レコーダーが接続されていないということで、今回、この配線工事を行うことといたしております。また、新たに幸田駅と三ヶ根駅、こちらにつきましても防犯カメラを2機ずつ設置させていただきまして、防犯対策に努めてまいりたいということでございます。工期につきましては、25年度の上半期、なるべく早く設置をさせていただいて、有効に活用いただくような形で考えていかなければならないと思いますが、ただ、相見駅と幸田駅の関係につきましては、社会資本整備総合交付金の関係の対象事業ということでもございますので、国との交付決定の時期ということも若干関係してくることも考えられますので、この辺との調整も図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 上半期にはということであります。三ヶ根に2機ということであり、住民の方も期待は大きいものがありますので、ぜひ早目につけて活用をということをお願いしたいと思います。

一般的に防犯カメラを設置する目的としまして、犯罪を未然に防ぐ、あるいは犯罪動機を抑止するということですが、最近の事件の報道においても、防犯カメラに録画されている記録において犯人検挙、あるいは犯罪の立証等に有効な手段として用いられる例が多くなってきております。今回の防犯カメラ設置の大きな目的として、各設置場所ごとの地域性などから、特に何の犯罪抑止、自転車泥棒だとか、あるいは何かの凶悪犯、いろいろな犯罪があるかと思いますが、どのような防犯目的かなどをお伺いいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 設置目的はということでございますけれども、駅の周辺ということでございます。特に、自転車盗というようなことは非常に課題としてあるわけございまして、こういったものの抑止というものをまずはねらったものということでございます。

それから、施設へのいたずらですとかストーカー、また、痴漢といったような、こういった犯罪抑止というようなことも当然これは、今、議員おっしゃられますように、全国各地でいろいろな犯罪というものも起きている中で、防犯カメラの有効性というものも言われているわけでございますので、これということではなく、やはりその治安というものを守っていくのには有効なものと私どもとしても考えているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） わかりました。

防犯カメラは年々高機能のものが出てきているということですが、夜間の暗さでもはっきり映るもの、あるいは画素数の高いもの、いわゆる言葉は悪いですが、ピンからキリまでカメラはあるということですが、その用途によって設置がいろいろ考えられるということですが、今回、設置されるカメラの機能、あるいは特徴について

お伺いしたいと思います。また、プライバシーの問題も大きなウエートを占めているということから、設置に当たっては十分考慮しなければならないということでもあります。

それと、今回以外に、今後さらなる設置計画等も考えておられるのか、お聞かせをください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） カメラの性能ということでございますけれども、こちらの関係につきましては、相見駅のカメラにつきましては、有効画素数が139万画素、0.5ルクスマまではカラーで撮影ができます。それより暗くなってまいりますと、明るさの関係もございまして、赤外線照射によります白黒撮影といったようなことになるわけでございます。先ほどレコーダーなどということも相見駅の場合はあるわけでございますが、最近につきましては、やはり記憶媒体を内蔵したのも出回ってまいっておりますので、幸田と、それから、三ヶ根駅の関係につきましては、そういったものを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

設置の今後の計画でございますけれども、今後はやはり犯罪の発生状況ですとか設置場所、今、おっしゃられましたように、プライバシーの問題もいろいろあるわけでございますので、その辺につきましては、地元、また、関係の方々ともよく協議をさせていただきながら場所については考えてまいりたいと思っております。

また、ほかの関係のところの設置ということもあるわけでございますが、そちらについても同様な考え方で臨んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 新年度につきましては、私どもの公共駐車場管理事業におきまして、幸田駅西、それから相見駅、この駐車場の開閉機がございまして、その精算機の部分におきまして防犯カメラを設置する予定でございます。この内容につきましては、簡易カメラということでございまして、通常、俗称でパーレコ、パーキングレコーダーキットと呼ばれているものでございます。ドライブレコーダーユニットによります録画、そして、SDカードによる記憶媒体の取り出しとすることができるようになったものでございます。それを25年度はつけまして、器物損壊、あるいは窃盗、それらに対応、さらには駐車場利用者のトラブルの部分について監視をしていく予定でございます。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） わかりました。

次に、同じページの交通安全事業についてお伺いをいたします。

本町の交通安全の推進事業というのは、行政、地域、あるいは企業等の努力により着実に効果を上げてきているというふうには考えております。また、直近の住民意識調査、この中では、力を入れてほしい施策は、第1番に交通安全、防犯対策の強化、これがずっと1位ということで、今回も1位でありました。その点も踏まえ、お伺いをいたします。

まず、交通安全推進費が前年度比4%減となっております。新年度を含め、今後の交通安全抑止目標とその施策についてお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 御指摘のように、前年対比4%の減ということでございます。

金額といたしましては19万8,000円の減額ということでございますが、内容につきましては、需用費のほうにおきまして、交通指導員の方の制服の経費、これは11万4,000円、その部分と公用車の車検代の減額という内容でございます。啓発にかかわります報酬ですとか物品の関係については、前年同様という形で予算をお願いさせていただいているところでございます。

交通事故の抑止目標につきましては、県民運動でありますスローガンでもございますけれどもストップ・ザ・交通事故、こういったもので、やはり死亡事故だけでなく、物損、また、いろいろな交通事故というのがあるわけでございますので、幅広い形の中で事故防止、こういったものを呼びかけていきたいというふうに思っているところでございます。

その対策といたしましては、やはり、今申し上げましたように、人々の意識に訴えかけていくということが非常に重要なポイントであるというふうに考えておりますので、そういった教育ですとか啓発活動の実施、事故に遭わないための事故防衛、こういったことも呼びかけてまいらなければならない大きなポイントだというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 先月の県警、一般質問でもあったわけですが、統計の数字が訂正となりまして、1,500日連続死亡事故ゼロは幻に終わったというわけなんですけど、今後1,000日、新たにまた1,500日を目指していくためにもさらなる交通安全の意識の高揚、先ほど部長が言われましたソフト面でありますけど、それと同時に、不安箇所、不安全箇所をなくしていくハード対策、これを積極的に推進していく必要があるというふうに思います。それと、一般質問の中では町内道路の危険個所の改善についての質問がありましたが、今回、私からは、町の施設や駐車場の交通安全上のふぐあい点、あるいは住民の方からいただいた安全に対する意見や声を、これは三つほど、その対策についてお伺いをいたします。

細かくなってしまうんですが、一つずつお伺いしたいと思います。

まず、この役場庁舎駐車場に2カ所の障害者用駐車スペースがあるわけですが、ここは横断歩道を越えて庁舎に移動しなければなりません。天候の悪い日などは特に大変だというふうに思います。庁舎側、道路よりこちらになるわけですが、植木の部分などを工夫して障害者用駐車スペースとして活用も可能ではないかというふうには考えますが、その点。

もう一つ、玄関部分の段差も気になるところでありますが、改善される考えがあるかどうか、お聞かせをください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 障害者の方々に御利用いただきます駐車場につきましては、現在、役場正面の駐車場におきまして青空駐車というような形でございますけれども、2台分の確保をさせていただいているところでございます。ただ、これが十分というふうには私どもも理解をいたしているところではございません。障害者の方々への利便、こう

いったものも考えていかなければならないものというふうに理解をいたしているわけですが、特に、今おっしゃられますように、役場庁舎内への動線の確保、こういったことについては、以前からも検討を進めさせていただいているわけですが、必要な設備を整備させていただくためには、やはり必要台数分の駐車スペースの確保ですとか雨対策のシェルター、それから、正面玄関付近での通路のバリアフリー化、こういったようなことも考えていかなければ、附帯として、そういったものを一緒に考えていく必要があるのではないかなということも思っているところでございます。そうしたことで、経費的にも非常に多額な経費を要するというようなこともございまして、まだ、そういったものが実態として結果に結びついていないということではございます。抜本的な対応というものが求められるということでございますけれども、今回、今御提言のございましたような植木の部分の改修、こういったことも一つの意見として検討案の一つに加えながら、さらにまた検討させていただくということでお許しをいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 障害者の方のための駐車場ということで、現状、青空になっておりますけれども、今、見直しをかけておりまして、財政課のほうで図面を書いておりますけれども、正面玄関の正面に身障者スペースを設置いたします。雨が降ったときにはそこに車をとめていただいて、すぐ入れるような状況で今セットしております。それから、ましてや今後は窓口サービスを行っていくためにフロアマネージャーがおりますので、即車いすが入れるようなセッティングをして、障害者の方が自由に入れるような形でやってまいりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 既にもう考えられているということですので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

同じく庁舎の話ですが、この庁舎に、駐車場から、前の駐車場ですね、道より向こうの大きい駐車場から来るのに、両サイドに横断歩道が二つあるわけなんですけど、中央の辺から入ってこられる方が入庁されるのを見ていると、車が通るとロータリーの通路を通行されるという方が非常に多いということで、これも非常に危険だというふうに思いますが、その点についての安全対策、見解をお伺いいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 駐車場から玄関前のロータリーを通りまして庁舎のほうに入られる方が多いということでございます。この点につきましても私どもとしても承知はいたしているところでございますが、施設管理をする立場といたしましては、やはりそういったところを通っていただくことは非常に危ないということでございまして、あそこをふさぐということも一つの案かなということをおっしゃるわけですが、ただ、真ん中のところから、駐車場からもあそこのところを通りまして、歩道がついておりますので、そちらのほうを活用して庁舎のほうに入っていただく、そういった動線も考えられた上でああいったような、今の現状の状況になっておろうかと思っております。そういった意味で、逆にそれをふさぐことによって駐車場内をまた、あそこの道路は当然、ちょうど

車の出入りの通りになりますので、そういった部分での危険性というものも増すということもございますので、看板の設置だとか、その辺について、対応が何がでるかということについては、いずれにしても横断歩道を通っていただけるような呼びかけというか、そういったものを考えていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 先ほど町長も言われましたように、ワンストップサービスということで、すべてのお客様に、もれなく、やさしい1階のフロアの窓口が形としてもう変わってくる計画ということではありますが、ぜひ庁舎の周りも、すべてのお客様にやさしい庁舎ということを目指していただきたいというふうに思います。

もう一点は、ハッピーネス・ヒル、町民会館前の安全ですが、ここには障害者用の駐車スペース、あるいはスロープも設置されているかと思いますが、一般の来場者の横断歩道についても屋外トイレ側の駐車場からの歩行者横断歩道は余り使われず、ここはもう中央となって車道を通られるというところでもあります。これも非常に危ない箇所だと思いますが、この点についてもお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 町民会館正面の駐車場の歩行者横断ということでございますが、先ほどの役場庁舎の前の関係とも通じる話でございますけれども、やはり来場者の方々の交通安全に対する意識というものも呼びかけていく必要が大きいということも思っているところでございます。注意看板の設置ですとか、こういったものを活用いたしまして、横断歩道の利用というものに結びつけていくような工夫を考えていきたいなということをおっしゃっているところでございます。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 以上3点ということではありますが、住民の人からの声ということでもありますので、ぜひ前向きな改善をお願いしたいと思います。

行政みずから町の施設や駐車場など安全上のハード対策を見直してリスクを極力なくしていく、あるいは事故の起こりやすい場所を改善していく、この姿勢を町民に示し、安全なまちづくりを進めるべきだというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

もう一点は、また、一般質問でもありましたインフラの長寿命化対策の件でございますが、笹子トンネルの事故は、御存じのように、ボルトなどの交換部品、これを35年間もしていなかったということですので、起こるべくして起きたものかもしれません。安倍総裁が国土強靱化政策を発表しておりますが、日本の古くなりつつインフラの大規模補修や更新などで、ある程度の財源確保、予算化を進めるということで、日本の資産を守る意味では必要な出費ではないかというふうに考えております。

最後に、町長にお伺いしたいと思います。

本町の新年度の当初予算では、安全を最優先に位置づけてということでもあります。新年度の予算案には学校や公園、広場等の遊具に起因する公共の事故を防止するため、学校の大規模改修や遊具・施設等の改修、公園施設の長寿命化計画、橋についても同じで

すが、いろいろ予算が組まれているわけですが、先ほどの防犯カメラ設置を含め、安全・安心対策をしっかりと考えられているのではないかというふうには感じます。町長の当初予算、安全を最優先にとはどんな思いから取り組みを立案され、その取り組みの優先順位等の考え方について、どのような執行に当たっていかれるのか、思いをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 安全・安心な町というのが幸田町の最大の私の予算の原形にもなっているわけでありまして、従来から少し箱物を控えているわけでありまして、それよりも身近な安全・安心のためにお金を使っていこうということで、先ほどの学校の改修だとか、橋の改修だとか、いろいろな面についてお金を配分しているつもりでございます。特に一番大きな問題としては、やはり震災が起きた場合に、88%から起きると言われている中で、やはり地域のコミュニティーが動ける体制、ことしもさらに、頭で覚えるのではなくて、体で皆さんと一緒に参加されて覚えていただく、これがやはり一番基本になろうかというふうに思っておりますので、防災、その訓練につきましても、さらに十分に地域と調整しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

学校につきましても、そのような改修費用、それから、インフラが、例えば、コンクリートですと大体50年と言われるものを、もう10年長持ちさせるとか、そういう早期に、建物が長持ちするように、早目、早目というような形で修復をしてみたいというふうに思っております。十分な予算がそれだけ確保を全部されているかというのではなくて、段階的に地域、地域で、例えば、老人憩の家とか、公民館だとか、いろいろなそういうものを一遍ではなくて、年度をかけてさらに修復をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 8番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時14分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 平成25年度の当初予算は122億2,000万円であります。それで、説明の中では町税の伸び、これが伸びてきているということで、自動車関連産業などに若干回復基調が見られるということで、また同時に、町民税、個人住民税の伸びというものを見込み、平成24年度の当初予算に比較して伸び率が6.6%という見込みを立てられているわけでありまして。

そこで、非常に財政が厳しい、厳しい、こういう中で、税収は伸びてきている、こういう状況にあって、しかも相見駅等の大型事業も完了をしてきたと。そして、扶助費が高い、高いと言われますけれども、前年で見ますと1億4,000万円の増となるわけでご

ございますが、こうした状況の中で税収不足、これを補うために基金の取り崩しで財政調整基金を繰り入れるという内容でございますが、そういう厳しい、厳しいと言いながら税収は伸びてきている、こうした状況をもう少しわかりやすく、どこがどう違うのかという内容を具体的に説明いただきたいというふうに思います。

また、15カ月予算と言われる地域の元気臨時交付金、これについては補正予算で事業が明らかにされておりますけれども、自民党政権になって急にこのように緊急経済対策ということで事業が展開をされたわけでありましてけれども、これが国庫補助事業を充当しない町単独事業にしか活用できないということで6事業を充てたわけでございますけれども、このような町単独事業における国の補助事業、これについての活用という点についてどうだったかという点でございますが、ほかに活用事業がなかったのかと。やはりこうした国の動きに対して、幸田町にとって有利な補助金の活用ということについてどうかということでございますが、それについてお答えいただきたい。

また、今回、財政調整基金を崩したわけでございますけれども、現在の基金残高、これは財政調整から都市施設整備基金、教育基金につきましてもですけれども、残高についてお答えいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 税収が伸びているのに財政が厳しいということで、その理由はどうかということでございますけれども、税収につきましては、期待をする部分も、今、状況は見えてきている部分もあるわけでございますけれども、当初予算比でいきますと70億2,000万円が74億8,000万円、4億6,000万円の伸びということでございます。ただ、これを決算ベースで見た場合におきますと、平成22年度が74億円、23年度では77億円、平成24年度の見込みでございますけれども、74億円程度。こういったことを見ますと、やはり税収としては伸びていないというような状況が御理解いただけるのではなかろうかというふうに思うわけでございます。

こうしたことから、平成24年度につきましては、当初予算で16億6,000万円、9月補正で6億円を繰り戻したわけでございますけれども、3月補正で財政調整基金を10億4,000万円の取り崩しをいたしまして財源不足を補ったところでもございます。

平成23年度末で35億円の財政調整基金も24年度末で25億円程度に減少し、25年度の当初予算でも11億4,000万円の取り崩しをさせていただいて、財源不足に対応させていただいたところでもございます。

さらに、25年度末には13億8,000万円程度、毎年10億円程度の取り崩しが必要ではないかなというふうに思っているところでございまして、非常に状況としては厳しい状況にあるということが御理解いただけるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

一方、それから、その他妊婦健診ですとか子宮頸がんのワクチン、こういったような補助金につきましても普通交付税化されるというようなこともございます。こういったものについては、本町は不交付団体ということでございまして、一般財源で補てんをしていかなければならないというようなこともございまして、非常に状況としては厳しいということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っているところで

ございます。

それから、元金交付金の関係でございますが、この交付金につきましては、緊急経済対策での追加する直轄補助の公共事業に対しまして、地方で負担をする経費の負担金の7割から9割程度を地方単独の公共事業に活用する交付金ということでございますが、対象事業でございますけれども、さきに補正予算で24年度に前倒しをお願いして繰越明許をお願いしたわけでございますが、これらわしだ保育園の大規模改修など5事業、駅前特別会計の関係もでございますけれども、この駅前の特別会計と、それから、坂崎野場1号線の工事の関係につきましては、法律で補助率が定められておりまして、直接充当というものができないものとなっております。こうした関係で、これらの平成25年度の当初予算で高規格救急車ですとか三ヶ根駅のトイレの改修、こういった8事業に充当をすることといたしております。充当事業につきましてはの項目でございますけれども、先ほど申し上げましたように、わしだ保育園、幸田中学校の大規模改修、それから、町道の道路面の調査、幸田小学校の大規模改修の繰越明許で取り扱いをさせていただくもののほか、先ほど申し上げましたように、消防の高規格救急車、消防署の北道路の新設、それから、坂崎小学校大規模改造、大池のトイレの改修、大草下六條、これは拡幅の関係でございますけれども、こういったものの工事、それから、三ヶ根駅の東口のトイレの改修、相見駅の関係に伴います防火水槽の新設、また、これも拡幅でございますけれども、高力広面の熊谷1号線のこういったものにつきまして1億8,151万円を予定させていただいているところでございます。

続きまして、基金の関係でございますけれども、財政調整基金、平成24年度末の現在の見込額でございますけれども、財政調整基金につきましては25億437万円、教育施設整備基金が3億627万3,000円、都市施設整備基金が1億3,335万7,000円、医療施設等整備基金が4,101万5,000円、福祉施設整備基金1,844万4,000円、一般会計につきましては、トータルでいきますと30億3,345万9,000円、特別会計関係でございますが、土地開発基金の関係につきましては3億5,922万8,000円、国民健康保険の財政調整基金が1,195万3,000円、介護給付費準備基金が1億3,530万5,000円、特別会計合計が5億648万6,000円、全体では35億994万5,000円というような状況でございます。

特にこのうち財源の不均衡を調整するための一番重要なポイントになります財政調整基金でございますけれども、先ほども少し申し上げましたが、当初予算編成後の数値で見ますと13億8,000万2,000円といったような見込みでございますが、11億2,436万8,000円の減というような状況でございます。今後もこういったような景気の回復が見込めないということになりますと、先ほども申し上げましたように、27年度ぐらいには非常に厳しい状況になってくるのではなかろうかというような判断をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成24年度の決算見込みで比較をいたしますと、税収の伸びというのはほぼ横ばいになるということですが、これは当初予算比で6.6%ということでもあります。しかしながら、若干ではありますけれども、税収は回復基調にある、こ

うということが町長の施政方針等でも言われているわけでございます。そういう中で、とにかく経常経費が90%近くという中で、10%枠というのが活用できるというのがあるわけですね。そういう中で、この財源不足ということからいたしますと、11億円近い財源補てんをしなければならないという、その実態としてどうなのかということをお伺いしているわけでありまして、その辺のところが見えてこないということでもあります。大型事業が組めないという中で、一番の大きな事業が相見駅の建設であったわけでありまして、これが完了をしたという中で、では、その11億円の補てんをしなければならない、その実態というものをもう少し要因について説明がいただきたいということでございますので、理解できないほうが悪いと言われればそれまでであります、その辺のところをもう少し説明をいただきたいということでございます。

それから、地域の元気臨時交付金の活用事業でございますけれども、結構たくさんあったわけありますので、これと、基金の残高についても資料として提出していただけるかどうかでございますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 財源不足という、その要因はということでございます。先ほども議員、お話の中で少し出ていたわけでございますけれども、扶助費の伸びで申し上げますと、税金がほぼ同額の77億円であった10年前の13年度と比べますと、23年度におきましては12億円以上の増加をいたしているところでございます。そのうち一般財源が4.5億円の増加でございます、そのほか人件費が2億円、物件費では6億円、こういったようなことございまして、合計で一般財源では12億円の伸びというような、比較いたしますと、そういったような状況もございます。そういった扶助費の関係、福祉部門、こういったようなところの伸びというものが事務委譲、いろいろなことの中でこういった状況があらわれてきているということでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

それから、元気交付金と基金の関係につきましては、資料はまた改めて提出をさせていただくようにいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） とにかく扶助費の伸びや人件費の伸びというものがこうした財源補てんをしなければならない要因となってきているということで言われますけれども、そうした中で、この扶助費につきましてお聞きしたいというふうに思いますけれども、この扶助費の伸びを当初予算費で見ますと1億4,000万円の増になっているわけでありまして、決算ベースでいえばどのくらいになるのか、この辺についてお伺いしたいというふうに思います。

また、この前年度ベースで1億4,000万円の伸びになったのは、どの辺のところか1億4,000万円に達するのか、この点についても、その経費についてお答えいただきたい。

次に、子ども・子育て支援事業のニーズ調査、これが平成25年度に行われるわけでございますけれども、これは国会の中でも言われていたわけでありまして、この目的、それから対応、どうするのかということでございます。スケジュール的に平成25年度実施ということが言われてきた中で、これをどうしていくおつもりなのか、その点に

についてお尋ねしたいというふうに思います。

次に、生活保護基準の引き下げが言われているわけでございます。これが実施されると、幸田町で実施をしている就学援助、これも影響を受けるわけでありまして、特に低所得者層を基準にした引き下げという形の中で行われてくるわけでありまして、この就学援助は生活保護基準の1.5倍という中で手当がされております。ところが、今回の生活保護基準を引き下げることによって、この就学援助の基準というものをどういうふうにするのか。それとも、今までの基準を引き続きやってくるのかということの問題でございます。今まで就学援助を受けられていた家庭が受けられなくなるということでは、まさに子育て世代、あるいはもともと義務教育は無償とする、この理念を覆すものになってくるというふうに思うわけでありまして、その点について、きちんと手当ができるかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 24年度末でどうかということでございますが、その関係については資料を持っておりませんが、先ほど、13年度と、それから、平成23年度の比較ということで扶助費の関係を申し上げたわけでございますけれども、扶助費の主なものといいますと、障害者福祉サービス費、これが13年度と23年度の比較でまいりますと1億7,100万円程度伸びているということでございます。また、子供医療につきましても1億4,500万円、また、そして、子ども医療費以外の福祉医療費、こういったものにつきましても1億円、さらには児童手当ですとか子ども手当、こういった関係でございますけれども、これで見ますと8億円程度というようなことございまして、トータル、先ほど申し上げましたように、比較いたしますと12億2,000万円程度の伸びがあるということでございます。やはり、こういったものの影響というものが非常に大きなものではなかろうかというふうに思っているところでございます。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 子育てのニーズ調査の目的と対応ということでございます。この件につきましては、今年度、24年の8月を受けまして子ども・子育て関連3法というのが成立いたしました。その内容につきましては、この3法に基づきまして、各市町村で事業計画書を作成しなければならないということが義務づけられております。その事業計画書に取り組む前に、前段といたしまして、市町村がゼロ歳から5歳を中心とした潜在的な保育事業等を含むニーズ調査を的確に把握するというところで、正確なスケジュールはできておりませんが、大筋の流れといたしましては、夏過ぎぐらいから調査票を配りまして、秋ぐらいから始まりまして、今年中、12月までに一応まとめるという方向ではおります。

その項目とアンケートの内容とかサンプル数、その辺については、まだ正確な指示は来ておりませんが、ただ、私どものほうが得ている情報によりますと、どちらかといえば、お子様の保護者の子育て環境、どのような状況でとか、育休がとられるかとか、復帰はどうだとか、そのような形が中心にあるということは情報を得ております。

以上です。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 本町の就学援助制度でございますが、学校教育費法等の規定に基づきまして、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しまして就学に必要な一部を支援するものでございます。新年度の状況につきましては、既に報告してあるとおりでございます。さきに政府が示しました国の新年度におきましては、就学援助、所得基準算定に用いております生活扶助基準、これを平成25年度の8月から徐々に下げるといふ計画が示されたところでございます。これを受けまして、文部科学省においても平成25年度において就学援助などについて支給水準が下がることのないような仕組みを考えていきたいと、こういう発言が報道等でも報じられたところでございます。いまだ生活保護基準の一部でございます生活扶助基準額、これが示されていない状況であります。今後とも引き続き国、県、また他の市町村の動向も注視しながら検討していきたいと考えております。

そして、今までの基準をどうするのかということで、25年度の影響はどうかということかと思いますが、これにつきましては、25年度の対象の認定については、平成24年度の生活保護基準、これをもとに算定をしております。よって、25年度の大きな影響は現在見込んでいないというところであります。

よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 扶助費につきましては、平成13年度と比較ということでは、平成13年度と比較をしても、これは明らかに違うわけではございます。子ども手当でもそうですし、児童手当でもそうです。それから、医療費でもそうではないでしょうか。いろいろな施策によって前進してきた額というのが、前年度、前々年度、直近で比較をしていかないと、これはわからないわけではございますので、そうした状況においていかがかということではございます。例えば、12年も前の比較と今の経済状況とは全く違うわけではございます。そういう中において比較をして伸びた、伸びたと。経常経費が伸びたということでは説明がつかない。この点で、前年度、前々年度、また、リーマンショック以降において幸田町の財政状況も非常に悪くなってきた。そして、町の財政が悪化してきた、こういう中でどうだったのか、この辺を比較をしていかないと、これは単純にできる問題ではないわけではありますので、その点について、きちんと答弁がいただきたい。

それから、子ども・子育てのニーズ調査の内容につきましては、また、予算特別委員会の中で質問してまいりたいというふうに思います。

生活保護基準でございますけれども、25年度は、とにかく平成24年度の基準をもとに算定していくので影響はないと言われてましたが、しかし、その言葉の裏には、平成26年度、とにかく生活保護基準が引き下げられた後の翌年度については保障がないわけではあります。そうしますと、やはりこの辺もきちんと手当をしていく、これからそういう考え方に立っていかないと、当面はいいからよしとするものではないわけではありますので、その点については、きちんと国にも物を申しなければならぬし、本来、義務教育は無償とするという、この理念から大幅に外れてくるわけではありますので、その点についてもいかがかということではあります。

次に、民間木造住宅の耐震化対策の具体的内容でございますが、これは、昨年11月の産業建設委員会の中でいろいろと案が示されました。そういう中で、今回、予算化に当たっては、そうした内容を具体的に示したものであるか、それとも、この耐震化対策についてはどのように図られるのかということでございますが、それについてお尋ねします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 13年度と23年度、先ほど冒頭に申し上げましたけれども、税収の状況というものを基本として、比較を申し上げたところでございます。そういった中で、やはり扶助費というものの占める割合が非常に伸びる中では大きい理由になったのではなかろうかということをお願いしているところでございます。

24年度の関係につきましては、まだ数字的には出ておりませんが、21年度の扶助費の関係でございますが、普通会計ベースで申し上げますと、例えば、21年度ですと10億7,200万円、それから、平成22年度におきますと16億3,700万円、23年度につきましては17億6,600万円、そういった推移というものがあられるわけございまして、扶助費の増加というのは、毎年毎年、少しずつこういった伸びがあるということでございますので、そういった状況ということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 本町の就学援助制度であります。今回の引き下げによりまして生活扶助から離れてしまう世帯がある場合も考えられます。本制度では教育支援を図っていく、補っていく必要があると考えております。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたとおり、国の動向を見きわめ、保護者の情報提供を行いつつ、当事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（池田久男君） 建設部次長兼都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（近藤 学君） それでは、委員から、木造民間住宅耐震化の関係で質問がありましたので、私のほうからお答えさせていただきますが、産業建設委員会で説明させていただいた骨子、こうしたものを反映しているのかどうか、また、どのように展開していくかという御質問だと思いますけれども、これにつきましては、昨年11月12日の産業建設委員会で説明させていただいた内容をもとに予算化させていただいているというものでございます。

その内容につきましては、平成32年、95%の耐震化率を目標にということで引き上げられたことに伴いまして補助金の拡充の見直しを行っているということで、今回、防災から減災へという考え方とリフォーム助成、そういった組み合わせで推進していきたいということで、大きく分けて三つの補助を拡充したということであります。

なお、無料耐震診断につきましては引き続き行いながら、これは補助金を受けるための前提条件ということになりますので、そのようにしたいと思っております。

少し長くなりますけれども、その三つの制度につきましては、まず、1点目が耐震診断で判定率1.0以上にするためにはおおむね200万円程度がかかってくると。それにあわせてリフォームをされる方もいらっしゃると思いますので、耐震にかかわるリフォームも上乘せするという形で、今年度、通常の90万円補助をしておりますけれども、プラス30万円

で上乘せして、限度額を120万円とするものが第1点目であります。

そして、第2点目は、今までこういった形で判定値1.0以上を前提としておりましたけれども、0.7以上であれば、とりあえずは建物は壊れても命は助かるというような考え方のもとで、東日本大震災で実証はされたため、この減災という面を東南海等を含めて早急に対応すべきとの観点から、第1段階として段階的な耐震改修、これは30万円に、プラスリフォームだと12万円、また、耐震シェルターを追加すれば30万円、合わせて最大の60万円を補助するというものが2点目のものでございます。

そして、最後に3点目のこの耐震シェルターについてということでございますけれども、これにつきましては、高齢者、障害者世帯に対してでございますが、耐震改修は全く不可能、また、その気もないという方もいらっしゃいますので、それは、反対値は0.4以下を前提としておりますけれども、救済措置として、今回、最大30万円を補助するというものを創設させていただいている。

以上の3点で施策展開をしていきたいと考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 耐震化対策でございますけれども、今回、耐震シェルターを設置するというので補助金が拡大をされてきたわけでありまして。同時に、今回のこの耐震改修の計画フォローアップ、これにつきましても、新たな取り組みということで、とにかく減災に向けて取り組んでいく、こうした取り組みでございますが、その中で、リフォーム助成、これも加えていくということでもあります。このリフォーム助成につきましては、委員会の中でも言いましたけれども、やはり町内業者の育成、仕事起こしという点からも、これは町内業者に限定をしていくのか、それとも、どういう考え方でリフォーム助成ということで……

○議長（池田久男君） 残り1分です。

○13番（丸山千代子君） 取り入れられたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部次長兼都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（近藤 学君） 今、委員からは、こういった耐震改修についての、あわせたリフォーム助成、こういった耐震リフォームの関係でございますけれども、これにつきましては、あくまでも耐震化を行うときに同時に行われる事業、耐震リフォームということで、例えば、耐震に伴う窓枠の取りかえとかペアガラス化を行うとか、また、壁の断熱とか模様替え、また、間仕切りの変更、細かいことではコンセントの位置とか、そういったもの増設したりする電気工事、また、基礎工事とあわせた水回りの工事、こういったものを建築工事一式として行うという考え方でございます。ですから、耐震改修につきましては、今までこの改修を47件補助させていただいておりますけれども、この部分では、おおむね町内業者が半分程度ということでもあります。これを町内業者に限定するというのではなかなかその技術的な面も難しいということで、今の現行の耐震改修の可能な業者が対応していくという考え方になると思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町内業者でも随分こうした取り組みは可能ということもあります。ですから、そうした点におきましては、やはりこれはきちんとそうした組合との協議を

しながら、町内の業者の仕事起こし、こうした活用に結びつくような対応も手だてをしていくべきではなかろうかというふうに思いますが、そうした考え方についてはどうでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部次長兼都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（近藤 学君） 今、言われたように、来年度、新年度で耐震改修の促進計画のフォローアップ、330万円ほどを予算計上させていただいています。そのフォローアップの内容につきましては、こういった耐震改修の目標値につなげるための方法、また、その減災としてのある程度の応急措置、そういったものを処理をしながら、特に重点的に耐震改修をしなければいけない、例えば、緊急用輸送路とか避難路などの関係の実態調査、また、重点的にPRやアドバイスをしていく、そういった中に、プラス、例えば、その耐震改修をしていく設計する判定の建築士とか、また、今まで行われた建築業者、また、町内のそういった建築業者、こういった方とのヒアリングなども、この耐震改修促進計画のフォローアップの中に入れて、こういった中身で御意見をヒアリングしながら対応していきたいと考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 昨年の10月15日に各部課長に町長から平成25年度当初予算編成方針について、こういう文書が出されました。そのくだりの中で、税収の見通しが不透明で、財政調整基金の予算残高は24億5,000万円と。23年度末から10億円減少し、大変厳しい状況が差し迫っていると。こういうくだりを熟知されたかどうかは定かではございませんが、過日、幸田町は財政再建団体直前であると、こういう指摘がされて、町長が真っ青になってしまって、町長はびくっとしたわな。「大丈夫かや」と。こういうのを称してこけおどしとぶっかけ質問と。事実に基づかないけれども、こけおどしをすれば相手がびくっとするだろうと。こういう手合いの質問だというふうに私は受けとめましたけれども、そうした中で、では、具体的にどうなのかと。財政厳しい、厳しいということは、だれが言っても、幸田町が最大93億円の町税を決算で出したときも、時の町長は、「先行き見通しはない。今は楽観できることではないけれども」と。それはいつでもそう。いつでも、どこでもまくら言葉で使われる、手綱を引き締めていないと、どこへ走っていくかわからないというような状況の中で、言ってみればまくら言葉。そのまくら言葉をうまく活用されて、こけおどしで、幸田町は財政再建団体直前だと言って、レッドカードに近いイエローカードを突きつけられたと、こういうことですが、そういう反作用はあります。あるけれども、こうした状況の中で、予算編成方針、引き締めて取りかかれよと、こういう意味合いは理解をいたします。しかし、引き締めて物事に当た

れよということは、受けとめる側としては自粛ではなくて萎縮につながっていくんだよな。自粛することの是非の問題はあるけれども、萎縮していったら、私は先の展望はないと思うわけ。

そうしたことも含めて、この予算編成方針で述べられておられる、今申し上げた財政の問題について、どういうふうに町長はお考えなのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 新年度の予算につきまして、財政再建団体とは、まだとてもそれは考えておりませんが、そのようなことにならないように、事前に対応をしてまいりたいというふうに思っております。

引き締め財政ということで、職員が全体に萎縮するのではないかとということでございますけれども、現状職員は、部課長におきまして、幸田町の財政が向こう3年、どのような状況にあるかということは承知をして財政の組み立てをやっているものであります。その中で、萎縮するかしらないかということでありますけれども、要は、夢を持って、もう少し発展的なものを考えてやれということをおっしゃるのだらうと思っておりますけれども、萎縮するといいますか、現状の中で、お金を使わないで何とかいい効果が出るような方策というものを考えてほしい、職員にいろいろな提案もしてほしいというようなことで私は思っております。私自身の能力に及ばないいろいろなものについて職員から知恵をいただく、そういうことで進めていただくということでの予算編成をさせていただきました。特に安全を最優先にということで、健全性を重視していくのだということが一番大きなテーマとして出しております。それをもとにして今回の予算編成をしていただきましたけれども、町民の皆さんに一番身近なところを、前から言っているように、優先的にやっていきたいと思います。景気の動向がよくなれば、またそれなりに町民の皆さんにいろいろな福祉がしていけるのだらうというふうに思っております。

特に、大手企業のある我が幸田町とか、そういうところにおきますと、法人のお金に頼ることが大きいわけでありまして、その増減によって町税が左右されるということが一番懸念されるわけがございますので、そういう大手の企業がないところというのは、ほとんど動きがないということでございます。それだけは幸田町は先人がつくられてきた大手企業とかいろいろな皆さんに来ていただいて恩恵を受けている中でありますけれども、今の状況においては少し我慢をしましょうと。我慢させてくださいということで予算編成をさせていただきましたので、その辺を伊藤議員も十分御理解の上でおっしゃっていることだらうと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どんな場合でもそうですが、予算編成をする、その前提は予算の、あるいは財政の健全性を確保した上で編成せよと。これは大前提だということになるわけです。そうした中で、毎年9月には決算議会ですけれども、その決算議会の審議に先立って財政健全化判断比率と、こういう指標を出しますよね。その中で、きちんとやれば、こけおどしだとかぶっかけというようなものは出てこないわけですが、ただ、この財政健全化判断比率というのは、私は、この指標はいかがなものかなというふうに思うけれども、総務部長、どういうふうな解釈をしておりますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 財政健全化比率の関係でございますけれども、いろいろな見方はあろうかと思えます。ただ、こういった予算編成という部分に入ってまいりますと、当然、いつも税収というものがまず基本になってくるわけございまして、その企業の経営状況だとか、活動実績だとか、そういったものによって町の財政というものも非常に大きく影響されるのは御指摘のとおりでございます。

そういった中、私どもも硬直する、頭のかたいことをせずに、やはりある程度の発展性を持たせた形で、町長も先ほど申されましたけれども、夢のあるものを町民の方々にも持っていただくためにも、そういった予算編成というものができればいいわけでございますが、現実問題として、こういった状況があるということで、財政健全化比率の関係につきましてもいろいろ御指摘のあることはよく承知をいたしておりますけれども、現状ではこういったような状況があるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 財政健全化と、そういう一つの判断指標の中で義務的経費と普通建設費の関係がありますよね。義務的経費あるいは経常経費というふうに言っておりますけれども、義務的経費というのは、その中で主要なものは人件費と扶助費。税収が毎年3%程度ふえていけば、この義務的経費あるいは経常経費というのはさほど問題はない。しかし、税収が伸びたり落ちたりという形の中でいきます、特に扶助費は毎年必ず上がってきますよ。これは人口の高齢化に伴う扶助費的な問題、そして、少子化対策にかかわってくる制度的な問題とそれぞれの市町の政策的な内容の費用負担。これは、扶助費というのは毎年上がっていくものだと、こういうふうにとらえていかないと、扶助費は邪魔なものだと、余計なものだと、こういう感覚でいったら、住民への行政サービスの水準、どんどん下がっていきますよ。ですから、あくまでも義務的経費は毎年必ず上がっていくものと。それを支えているのは、税収が必ず伸びていくという前提の中の組み立ての問題であります。ですから、それをあれこれ言うことはないということと、もう一つは、碧南市がよかったころは全国の市の中では5本の指の財政力だと言って誇っていたんですよ。ですけれども、今年度、市当局が試算したところによると、1.0を割り込んで交付団体に転落をするだろうということが言われた。

しかし、その中で、先ほど町長の言われたように、大企業があるところということで大企業をいくくりされるのではなくて、大企業の中における、例えば、碧南市という具体的な例からいけば、中部電力の火力発電所にかかわる償却資産の減価償却というのは定率で償却していくわけですよ。定額ならまだしも定率でやっていくから、調子のいいときはだ一っと上るけれども、半ば過ぎると定率で来るのですから、税収がだ一っと落ち込んでくる。そうした中で、それを支えてきたのが法人税、あるいは住民税、市民税ですよ。そういうものが、市民税については横ばい、法人の関係については下がってくる、それに輪をかけて減価償却と。こういうものが大きく関係しているから、碧南市は交付団体になっただろうと。しかし、幸田町も別に償却資産がないということではない。償却資産はありがたいけれども、それに過大な期待をすると、定率で、がたっと

落とされたときに泡を食うから、やはり状況としては見ていく必要があるなというふうに思うわけです。

そうした中で、町長のこの予算編成方針の中で、2ページにございますけれども、先駆的な事業については、原則として終期を設定することと、こういうくだりがございます。そうした点で、では、ここで言うところの先駆的な事業というのは一体何を指しておられるのか。そして、その先駆的な事業については終期を設定されたのかどうなのか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 先駆的な事業についての終期という問題でございますけれども、やはり施策の目的、こういったものを達成しているかどうかというのは常に見ていく必要があるというふうに理解をいたしているところでございます。そうした中でも、やはり将来的な事業ですとか、今、お話が出ております先駆的モデル事業、また、緊急対策として取り組んだ事業、いろいろあるわけでございますけれども、こうした事業の効果、また、そして補助金などを受ける場合につきましては、その交付というものが適正に使われているかどうか、またそして、逆に補助金を交付する側として考えた場合には、こういったものが長期化、また固定化、既得権化するというようなことはどうかというように見守っていかなければならないことだというふうに理解をいたしているところでございます。

そういった意味で、例えば、今回でいきますと、電動アシストの関係ですとか、そういった国からの補助金事業だとかいろいろなものがあるわけでございます。そういったものの一定の効果というものをよく見定めて、それが住民にとって本当に効果の上のものという形で考えていくということが必要かということで、一応3年程度をめでに一定のここで判断をして、見直すべきはものは見直す、続けていくものはまた続けていくといったような形で、今、財政、例えば査定の中でも、そういった形で考えさせていただいているということでございます。

例えば、国からの補助金などでいきますと、やはり基本的には補助が終了するまでということで考えていくということで、3年がどうのということではないわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、どういう形で、基本におおむね3カ年というものをめでに、一定のその効果とか、そういった制度的なものに取り組んでいくかどうかという判断をしていく必要があるということで考えているところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、具体的なものはあるかというふうにお聞きをしたら、アシスト自転車の購入補助だよと。おおむね3年と。別に3年にこだわらずということをおっしゃられた。では、アシストだけなのかどうなのかということと、そもそも国にしましても、町にしましても、補助金というものの性格からいけば、ある事業に補助金を出す、その補助金というのは基本的に呼び水だよと。呼び水で注入をして、その注入をしたことによる効果で、呼び水がなくても井戸の水がずっとくみ出せるよと。わかりやすく言えば、枯れた手押しの井戸に幾らあおっても出てこないから、水を入れて、それであおったら水が出てくる。これは補助金というものの一つの性格的な内容もあるだろうというふう

思うわけです。

そうした点で、今、あなたの言われたアシストの関係はそういう状況だよということですが、予算査定の中であれこれ考えてきましたよと、こういうことを言っているわけですね。ですから、そのあれこれの関係は具体的にはどういう内容ですか。その終期については、これは、25年度の予算編成に当たっての町長の方針であります。ですから、25年度の予算編成に当たって、では、先駆的な事業と終期設定は具体的にはどういうところに占めさせているのかといたら、予算査定の中でやってきましたというなら、その内容も示していただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） ほかにあるかどうかという御指摘だというふうに思いますけれども、今回、例えば、一つの例といたしまして、例えば、太陽光発電の補助金というものがございます。こういったものにつきましても、これまでも長年、国の補助、また、件の補助というようなものも抱き合わせもしながら取り組んでまいった事業であるということで御理解はいただいているところかというふうに思うわけですが、やはり、太陽光の普及、こういったものを見ていった場合に、その内容というものがどうかというような判断もさせていただいたということがございます。予算額としては、今回はそういった部分での切り込みはいたしておりません。ただし、その内容として考えた場合に、所管課のほうも、制度的な中身をもう少し変えて取り組んでみたいというような話もございました。こういった中で、太陽熱というものを新たに取り組んでみてはどうかという形で、そういった制度的な見直しというものも加えながら判断をさせていただいているということがございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうした中で、ここで順番が少し狂いますけれども、この予算編成方針の中で、いわゆる物件費ですよ。言ってみれば、事務的経費、経常経費の中の主要な比重を占めておりますのが物件費。物件費の中で何が一番ウエートが大きいかといたら賃金ですよ。賃金については必ず削減の見直しを行うこと、こういうふうに予算編成方針で述べられております。では、具体的にどれだけ、どういう形で物件費、賃金を切り込んできたのか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 賃金の物件費の関係でございますけれども、確かにこれまで、平成22年度ぐらいまでは例年切り込みをしてきたわけでございます。それ以降、例えば、平成23年度でいきますと、賃金の推移でございますけれども、1億8,800万円、平成24年度では1億8,700万円、今回、平成25年度では1億9,700万円ということで、特に今、見直しをという中で整理をしてきたということではございません。ただ、こういったものにつきましても、事務の流れ、また、それから事務量の増加、こういったものに適切に対応していくためには一定の非常勤の方々のお力添えをいただかなければならないということもございます。それぞれの賃金、非常勤の方々を雇用するに当たってのその目的、それから効果、こういったようなものも考え合わせながら、その整理をしていただきたいということで所管のほうには話をさせていただいているということがございます。

ので、よろしくお願ひいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 部長の言われるように、つまり賃金職員というのは非常勤の職員、嘱託職員は報酬でいきますから物件費に入っていない。こういう中で、物件費たる賃金を引き下げよといったら、行政がさらにサービスを低下させるか、正規の職員あるいは嘱託職員をふやすか、どちらかしかないわけなんです。それとも優秀なロボットをぱっと入れるかと、こういうことになるわけなので、そんな非現実的なことではなくて、賃金職員なり賃金をカットせよということは、とりもなおさず、正職員、嘱託職員をふやさない限り、行政の質とサービスは低下をしていく。こうしたときに、こういう形で出されてくることについては、私はいかがなものかなと、こういうふうに思います。

そうした中で、昨年度、そして、今年度ですよね、2年間にわたって事業仕分けが取り組まれました。事業仕分けの結果については資料として提出をいただきました。そうした中で、この事業仕分けについて、どうなんだという形で昨年9月の一般質問で、この事業仕分けについて、県下の自治体の中では事業仕分けよりも事務事業評価、いわゆる言ってみれば内部評価ですよね。それを取り組んでいるところのほうが多いではないかと、こういう指摘もありました。こういう指摘を受けまして、町長自身は、「課長いじめではないかという話もあったわけであるけれども、私はそのようには思っておりません。確かに課長は大変な苦しみを持ってやられていることは承知しております。私自身は、最後の一つの区切り目にしたいと思っております」と。つまり、今年度取り組んで事業仕分けを最後にしたいと。こういう意思の表明を昨年9月の一般質問でおやりになった。この3月の施政方針を含めて、「来年度を最後に区切りをしたい、最後の取り組みにしたい」と。では、最後というのは何回あるのだと。過去の一般質問の中でもありましたよね。「幸田町の都市計画税は制限税率の0.2%だ。税法で言うところの制限税率は0.3%だ」と。制限税率は二つも三つもあるわけではないですよ。一つしかない。ということは、9月の議会で、もう最後にしたいと。3月は、来年度を最後にしたいと、こういうことだったら、どういうふうに行政は判断しておられるのかということと、その場、その場の議会たびごとの答弁が同じ内容でもころころ変わっていくようなら、議会としてどう対応するのか、議員の認識の問題も含めて、これが問われてくるわけですよ。そうした点でどういうふうにお考えなのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 賃金の関係でございますけれども、私どもとしては、やはり安易にその事業の中に職員を雇用するというようなことになりかねないということも、やはり避けなければならない大きなことでございますので、適切な人員配置、それと短期的に終えるものであれば非常勤の雇用ということも当然考えていかなければならないことだというふうに理解をいたしておりますので、その辺で非常勤の扱いというものは慎重にあるべきというふうに考えているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（杉浦 護君） 事業仕分けの件でございますけれども、私も議事録をしっかりと読み

ましたけれども、私が言っていることは、確かに区切りにしたいが、検討したいということを経済的に言っているかと思えます。私はそのように事務方から資料をもらって見ておりますので、必ずここでやめるという意思表示はしておりませんので、この3回目での一つの、本当に全体の中身を、その事業費を評価する内容というのが少なくなってきたので、事業仕分けの対応をしてみたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長も議事録をしっかりと見たということですが、そこら辺のしっかりの関係をここで申しますと、「私自身は最後の一つの切り目にしたいと思っておりますけれども、その結果」、その結果というのは、「アンケートをやった結果に基づいて考えさせていただくというふうに思っております」と、逃げ道あけてあることは事実。逃げ道という表現はないではないかということですが、言ってみれば、逃げ道はあけてあります。あけてありますけれども、アンケートの結果を見て判断はするけれども、私自身は区切りにしたいといったときに主体的に考え方はどこにあるのかと。あなたの主体的な考え方は、もうやめたいと。だがしかし、一定のアンケートの結果も尊重しなければいけないというまた割きのような状況ですけれども、基本的に、では仕分けについて、どういうふうに評価されたのかというのは、資料を出していただいただけで、十分検討はしておりません。ただ、23年度と24年度の比較でいきますと、23年度の削減幅よりも、削減幅というよりも、これはたまたま仕分けを対象にした事業の関係があるのですが、22年度は大きく切り込んでこられたということからいくと、これをさらに発展させていくということになりますと、幸田町の行政の水準、住民のサービスというのはかなり切り込まれてくるという懸念を持つものですが、そういう点ではいかがなものでしょうか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（杉浦 護君） 事業仕分けは町民の皆さんを苦しめるような状況に持っていくものではないというふうに思っております。今まで従来やってきたものを、スクラップ・アンド・ビルドで見直しをかけながら、さらに新しい事業といいますか、新しい展開をしていくための一つの手法だというふうに思っておりますので、これにつきましては、またひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 残り1分です。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう中で、幸田町、言われてもなかなか手が届かないのが、いわゆる借地の解消ということで、この予算編成方針は、8番目として、特にゴシックで強調してあるのは、「借地の解消について優先課題と位置づけて、交渉経過を事前に提唱すること。必要性を十分に検討し、買収または返還など、計画的かつ適正に対応すること。特に、町基準額を大幅に上回る借地料については、段階的な引き下げを含め、対策を検討する」ということでもあります。まさにそのとおりだと思うんです。要は、こうした町長の方針に対して、25年度の予算の中で予算的にどうなのか。施策としてどう先行するのか、推進するのかということについて答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 借地の解消につきましては、これは例年、私どもも大きな課題ということで認識をいたしているところでございます。平成23年度では借地料が全体では5,300万円ほどあったわけでございますが、平成24年度では5,100万円、平成25年度では4,800万円というような見通しを立てているところでございます。そうした中で、これまでの実績といたしましては、町民会館では一部評価の見直しということがあって増加をいたしているわけでございますが、その他につきましては、例えば、職員の駐車場につきましては地権者の方々の御理解をいただいて引き下げをお願いさせていただいたということがございます。また、保育園につきましては、大草、わしだなどで買収の法も御理解をいただいたということでございまして、また、深溝住宅においても買収をさせていただいている。一部、欠間の公園につきましてはお返しをさせていただいたような例もございます。そうした意味で、その地権者の方々との交渉の中におきまして、いろいろとどういう対応ができるかということはその都度考えさせていただいているということでございます。25年度につきましては、とぼね運動場で一部買収というような形のは予算計上させていただいているわけでございますが、その他につきましても、今申しあげましたように、その相手方もある話でございますので、それぞれ御理解がいただけるように、引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第19号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第20号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 幸田駅前土地区画整理事業の町有地売り払いにつきまして、面積と売払先、また、その活用についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田駅前の土地区画整理事業区域内の町有地でございますので、建設部のほうから御答弁をいたします。

まず、面積については、町有地299.07平方メートルでございます。それから、売払先でございますが、都市計画道路の芦谷蒲郡線沿いの金融機関ということで、若干具体名は申し上げられませんが、ほぼ決まっております。当面、芦谷蒲郡線が平成25年度より事業着手をするということで、それを見越して先行的に移転先を幸田駅前の土地区画整理事業区域内に予定をされたというものでございます。

あと、活用について、今、申し上げましたように、金融機関ということで、あの街区、大津屋さんを含めた広い街区ですが、大津屋さんの建物も平成25年末にはほぼ取り壊しをされるということで、あの一带、更地になるという中へこの金融機関が来るということになれば、駅前の商業への活性化へとつながるという期待と同時に、共同化のBブロックのテナントへも非常にいい効果が出るのではないかと考えています。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この面積でございますけれども、平成23年度の決算における土地

取得特別会計の保有土地調書、これに該当するのがどこかということですが、大体位置図では総合開発の特別委員会の中でもお示しをしていただいたところでありませけれども、この面積について、どうなっているかをお尋ねするものであります。売払額が予算的には3,408万4,000円ということになっておりますけれども、その点について、整合性を求めるものであります。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 平成23年の決算時は、現在ここが土地区画整理事業中ということで、現実には、この面積は仮換地の面積で対応をしています。現在の中では299.07平米で平米当たりが11万3,900円ということで、3,408万4,000円ということですが、だから、当初の23年度の面積に対しての実績では記載をしてあるかというふうに思いますので、それに伴う面積の差異はございません。それから、位置的にも仮換地指定を行ってございますので、町有地が2筆、実はございまして、299.07平方メートルのうち、一つの筆は114.41平方メートル、もう一つの筆は184.66平方メートルということで、2筆を一括町有地にまとめたものでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第20号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第21号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 国民健康保険税を算定する上においては、これは世帯数と加入者数、これによって算定をされるわけでございます。この予算におきましては、この算定する上での世帯数と加入者数、これについてきちんと明記していただきたいというふうに思うわけであります。そうしますと、こういうふうに別に聞かなくてもわかるわけでありまして、その点についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） まず、加入世帯数であります、4,750世帯、被保険者数で9,050人を見込んでおります。

明記につきましては、検討させていただきます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 出産育児一時金でございます。今回、4万円の上乗せ、これが廃止をされているわけでありませけれども、出産育児一時金につきましては、割り返しますと従来どおりなのか、よくわからないわけでありませけれども、この点に上乗せ部分が廃止をされて、この影響、この辺はどうなったのか、お尋ねしたいというふうに思います。引き下げないようにするべきでありますけれども、この点についていかがか、お答えがいただきたいと思っております。

次に、平成24年度は大幅な国保税の引き上げと限度額の引き上げがあったわけでありませ。これによって国保税が家計費に占める負担割合が非常に高くなってきて、国保税が高い、こう感じる方がたくさんおみえになるわけでありませますが、この中で、限度額を超える対象人数、それぞれあるかというふうに思います。対象戸数、人数、これについ

てお答えいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） まず、出産育児一時金でございますが、この4万円の廃止ということでございますが、これにつきましては、4万円の上乗せ分に対する国の補助が廃止されるということでございますので、1件の42万円は、これは変更ございません。これにつきましては、平成23年度から42万円恒久化ということになっておりますので、これについては変わらない状況でございます。

次に、保険税の限度額を超える世帯でございます。これにつきましては、世帯課税でありますので、試算上は世帯数を出しておりますので、お答えいたします。

まず、医療保険分でございますが、これは限度額が51万円でございますが、この世帯数が113世帯、次に、後期高齢者の支援分、これにつきましては、限度額14万円でございますが、超える世帯が139世帯。次が介護保険分でございます。これが限度額が12万円でございますが、超える世帯が60世帯ということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第21号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時から会議を再開いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第22号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 2011年度に差し押さえられた人が128人、県下でおられるわけがありますけれども、この128人という数字は全国の中では3番目に多い、愛知県が第3位ということであります。非常にこの地域の情勢を反映しているのか、それともどうかかわりませんが、幸田町の状況はどうなっているか、また、対応はどうしているかということでございます。

それから、滞納者数と滞納額についてもあわせてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） まず、滞納に対する本町の対応でございます。

これにつきましては、過年度の滞納者について、本人と納付の相談を実施いたしまして、納付計画書による分割納付を実施していただいておりますが、納付誓約の不履行で、支払い能力はありながら納付しない被保険者の方に対しましては財産調査等によりまして差し押さえを実施している状況でございます。なお、2011年度、本町の状況につきましては、2件、差し押さえを行っておりまして、差し押さえ額は1万2,700円。債権に

つきましては、所得税の還付金となっております。

また、滞納の状況でございます。これは、24年度の滞納繰越分の状況でございますが、滞納の人数、滞納者数は5名、滞納金額につきましては32万460円となっております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この差し押さえ2件については、今現在、どのような状況になっているのか、お尋ねします。

それから、滞納者が5名で32万460円ということでありまして、こうした滞納者におきましては、支払い能力があるのかどうなのか、それとも本当に大変な状況なのか、その辺を見きわめながら対応することが大事ではなかろうかというふうに思うわけですが、そうした点で保険証が発行されない状況になっては大変であります。そうした対応については、今、どのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

後期高齢者につきましては、資格者証というような発行はしておりませんが、しかし、短期証は発行している状況であります。その点について、どういう対応をされているか、お尋ねします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 差し押さえた金額につきましては、これは換価充当を行っております。

また、現在のその滞納者の状況でございますが、これにつきましては、5名の方がみえるわけでございますが、この方たちについては、分割納付誓約等をいただいておりますが、5名のうち3名の方については、なかなかそれが順調にいかないということで、短期の保険証を交付しております。1カ月の方が2名、3カ月の方が1名、2名の方については、それが納付されている状況でございますので、通常の保険証となっております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第22号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第23号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 第5期の介護保険事業計画の中で、小規模多機能型介護サービス施設を計画に盛り込んでいるわけですが、それが最終年度ということの計画だったというふうにお聞きをしておりますけれども、しかしながら、今回、前倒しでこの事業者を募集されております。この事業者の地域バランスというのを考慮するのか、それともどうなっているのかということでございます。また同時に現在のめどは、応募状況、その点につきまして、どのようになっているか、お尋ねしたいというふうに思います。

次に、第5期では、保険料の段階を11段階にして引き上げを図ってきたわけですが、低所得者層につきましては、保険料率の0.05%引き下げということで対応をしております。しかしながら、現行の減免制度でいえば、対象者数が減ってくる、こういうふうになるのではなかろうかというふうに思います。この減免制度の見直しという

ことで何度も取り上げてまいりましたけれども、なかなかこの改善に至ってはおりません。やはり介護保険料が每期ごとに引き上げられる、こういう中で、低所得者層における減免制度の拡充を進めていかなければ、年金は切り下げられる、こういう状況の中で非常に生活が苦しくなっている状況がございます。介護保険料は年金から天引きされる、主にそういう天引きが主となってきている中で、この現行の減免制度の中で、対象者数、保険料と利用料について、本予算ではどれだけになるのか、見通しをお願いしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 現在、公募を行っております小規模多機能型介護サービスの事業所につきましては、第5期の介護保険事業計画、これは平成24年度から26年度でございますが、この中で整備を計画しております、現在、募集している内容につきましても、26年度の整備ということで募集しているわけございまして、前もってということではなくて、26年度整備を今の時点で公募をかけている状況でございます。

地域バランスにつきましては、幸田町が日常生活圏は全町で一つととらえておりますので、特別にどこにという考えは持っておりませんが、ただし、現在の施設がございますので、その近くの区域については極力避けるような考えで持っていきたいと思っております。

なお、めどにつきましては、現時点では事業者の問い合わせがございませんので、応募の可能性は低いのではないかと考えております。

次に、介護保険料と利用者負担の減免の考えでございますが、これにつきましては、平成21年度に限度額の見直しを行っているような状況でございます。また、議員先ほど御指摘のように、第5期介護保険事業計画の中の保険料率を、第1段階、第2段階、第3段階につきましては基本額に対する率を0.05引き下げておりますので、今計画の期間中の26年度までは現行の減免でいく考えを持っております。

なお、対象者ということでございますが、これは予算上ではなくて、現在の減免になっている人数で御報告申し上げます。

まず、保険料につきましては、これは所得減免のみでございますが、95名でございます。内訳につきましては、第2段階の2分の1減免が35名、第2段階の3分の1減免が38名、第3段階の3分の1減免が22名でございます。また、利用料の減免につきましては、これは居宅介護サービスの利用料の2分の1減免でございますが、これにつきましては、20名の方が現在受けてみえます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 小規模多機能型につきましては、現在、応募がないということでございますけれども、その応募がないというのはどういうふうに考えられるかということでございますけれども、その点については、幸田町の中では実際飽和状態なのか、それともどうなのかということでございます。例えば、事業所が応募するとすれば、やはり採算性の問題もあるわけでありまして、そうした点で、幸田町においては、そうした可能性がどうだったのかということでございますけれども、その辺の分析については

どうお考えなのか、お尋ねするものであります。

また、減免につきましては、前回の見直しの中で、住民税の非課税、一部所得制限があるわけですが、そういう中で拡大を図ってきているわけですが、しかしながら、県下の状況の中でいけば、その減免の割合とすれば高いほうではございません。ですから、そうした点からすれば、この減免制度が十分周知されているのか、また、利用者に当たっては対象者が十分熟知されて制度を利用しているのか、その点について、きちんともう少し拡大の方向を図っていく、そうした取り組みについてはいかがかということですが、それについても伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 応募がないのはなぜかということですが、これにつきましては、やはり事業者でございますので、採算性は当然考えられると思います。また、この制度自体がなかなかまだ一般に行き渡っていない面もございます。これにつきましては、いろいろなサービスの種類があるわけですが、その小規模多機能の中には、訪問介護があつて、ショートステイがあつて、デイサービスがあるわけですが、このサービスが定額性となっているような面もございます。なかなか一般の方には回数が多い少ないにもかかわらず、同じ金額でどうかというようなお話もございますので、また、なかなかその制度そのものが行き渡っていない面もございますので、まだ潜在的需要はあるわけですが、なかなかこれが表にこないような状況もございますので、今後、制度の周知もまた保険者の義務として行っていかなければならないと考えております。

減免でございますが、これにつきましては、減免の周知徹底がどうなっているかということですが、これにつきましては、私ども毎年、保険料の仮算定、本算定のときには個人に通知を差し上げて、こういう制度がございますので御利用くださいということ個人あてに通知を行っているわけですが、これはあくまでも本人の申請減免となっておりますので、本人がそれを理解されていないのか、いままだ分析はされておきませんが、2回、個人に通知を差し上げているにもかかわらず、現在の応募の状況となっているわけですが、引き続き周知の方法については、もう少し何かの方法を考えていきたいと考えております。利用者減免につきましても同じようなことで、周知につきましては、もう少し検討していく考えを持っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この小規模多機能型につきましては、まだ制度的にも新しいわけですが、なかなか周知されていないという、そういうことですが、それならば、現在の中で十分その施設が回転しているのかといたら、その辺の分析をして、この介護保険事業計画第5期についてはまとめられたというふうに思うわけであり、そうした点からおきますと、実際、この利用する側にとっていえば使いにくい施設ではないのかというふうに思うわけですが、その辺のところをもう少し、例えば、ケアプランを作成するときとか、そういうときにきちんと説明をする、また、毎年、65歳以上になると、これは対象者が出てまいりますので、漠然とは聞いていても、なかなかそのときになってみないと、どういう施設があるかわからないという状況の中で、

どういサービスを受けたらいいのかというのが家族もわからないということで、非常にそうした制度の利用というものが進まないこともあるということもお聞きをいたしております。ですから、その点でいえば、冊子もあるわけですね、そういう冊子等での説明も含めた形の中でやっていくということが利用につながるのではなかろうかなというふうに思うわけですので、その点については、現在公募しているのだけではなくて、この内容についても周知徹底していく必要があるのではなかろうかというふうに思います。介護保険が始まってから10年以上が経ったわけではありますが、やはり、いざ自分が使うときにないと、なかなかこの制度利用というのは難しいわけがありますので、その点についても随時PRのほうをやるべきではなかろうかというふうに思います。

それから、減免でございますけれども、やはり高齢になってくると、書類を書く、申請をする、そういう行為が非常に面倒になってまいります。わかっはいてもなかなかできないというのが実態でありますので、やはりそうした手助け、そういうのもやっていき、そして、この制度の利用促進を図っていく、そうした対応についてどう取り組まれるか、あわせてお聞きします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 地域密着型の状況につきましては、現在の施設が25名の登録に対して20名の登録のような状況でございますので、まだ、現在の施設につきましても若干の余裕があるわけでございます。これにつきましては、26年度までが第5期の期間中でございますので、引き続き、もう少し利用の増進を図っていくことを考えて、これは事業者としてではなくて、ケアマネージャー等を通じまして利用の増進を図っていきたくて考えております。

当然、27年度から第6期ということでございますので、その時点では、この事業が果たして幸田町にとって至急に整備が必要かどうかというのは、その時点でまた考えていきたくて考えております。

減免でございますが、減免につきましては、御指摘のように、なかなか高齢者の方はわかりにくい面もございますので、これにつきましては、ケアマネージャー、また、介護支援センター、地域包括支援センターの職員等にも、こういう制度がありますので、その該当する可能性のある方がございましたら、申請につきましてはお話ししていただきたいということで、そのようなお話をしていきたいと考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第23号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第24号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第24号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第25号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第25号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第26号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 下水道会計予算の歳出の公共下水道事業費。この中で、受益者負担金の報償費1,500万円とあるわけですが、今年度の最終補正予算で1,200万円の受益者負担減という形で、このときお聞きしたのは、地域が特定をされているのかどうなのかということですが、接続が全般的に少なかったことによる減と、こういう説明でありました。しかし、今度、当初予算という形で報償費が特定をされてこなければこういう金額は出てこないわけですね。ですから、その地域あるいは対象戸数。受益者負担金とは土地にかかわる賦課の内容であります。したがって、地権者数、筆数等をあわせて答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今回の当初予算1,500万円の報償費の地域ということで、これにつきましては、まず、受益者負担金ということでございますが、下水道の建設費用の一部を負担していただくと。議員言われましたように、土地所有者面積によって算出され、今回というか、1回限りのものであるということでございます。

区域におきましては相見処理分区。要は、相見土地区画整理区域の面積で、54.2ヘクタールでございます。ちみなに地権者数でございますが、現在、603名でございます。筆数につきましては973筆でございます。戸数については、現在の水洗化戸数ということで、参考にしていただきたいというふうに思いますが、758戸でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の説明でいきますと、少し解せんと思うわけですが、この地域については、いわゆる相見区画整理地域54.2ヘクタール、全域ですよ。全域に賦課をされる地価にかかるものですが、対象者が603名の973筆という形で理解をすると、では、現状の中を見てみまして、今、あなたの言われた603名と973筆というのが、この受益者の負担金の報償費という形で来ると、もう既に供用開始をされて、この前納報奨という形をとって始めてそうなるわけですが、既に供用開始をしているということは、負担金の事前の納入があつてということが私は一般的な理解の仕方だと。しかし、あなたの説明でいくと、今回、1,500万円の報償費の予算計上というのは、では、ここで言うところの603名と973筆がこの1,500万円の対象ですが、それ以外のところの受益者負担の納入というのは当然なければいけないだろうと。なければ受益者として受益を享受できないはずなのですが、そこら辺は何か調整されているのですか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 通常でいきますと、先ほども申しましたように、受益者負担金というのは供用開始一、二年前、もしくは下水道整備時期にあわせてということで、幸田町の場合、整備時期にあわせてということで、下水が使用できる段階で今までは賦課をしてございました。御存じのとおり、この地域、土地区画整理事業区域で、現在、七百数名の戸数が利用している。当然もう住んで、平成15年当時から利用してみえるということで、こういう方については、受益者負担金については当然まだ賦課はしてござい

ません。そのかわり、確約書において、下水道事業の負担金が賦課されたときには支払いをしますというような手続で、本人というのですが、建築者には承諾を得ているということと、それから、この土地区画整理事業というのは、当初、事業計画をつくる際、総会なり、総会というのは権利者の集まりですが、そういうような中で議を経ていくわけですが、実はこの相見の場合、事業計画上、当初には受益者負担金の事業費を支払うという計画にはなっていない。現在、相見の事業計画の変更をしております、その中に、今回新たに下水道事業における受益者負担金の支出項目が承認をされたということでございます。そういう点で、今回、組合との調整の中で地権者をまとめていただいで進めるということが確認をされています。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 非常に回りくどくてわかりにくいという話で、竹やぶの中に引っ張り込まれたなと思うのですが、あなたの言われた内容からいくと、平成15年からもう既に下水道を利用している家屋がありますよと。そこには、では受益者負担金は、個々の問題ですよ、個々に、土地にかかわるものですから、平米当たり350円、こういう形で賦課されてきている。それが平成15年から始まっているけれども、ここについては、賦課してこなかったと。ただし、状況が進展してきたら金を払えよと。約束手形を書いたから、それでやってきて、事業を今日まで進めてきたよというのが第1点、あなたの言ったことの私の理解ですよ。その後、区画整理組合の事務範囲といいますか、事業範囲、あるいは事業計画が変更拡大されたのかどうか知りませんが、この受益者負担にかかわる仕事も受益者負担金の取りまとめみたいな仕事も区画整理組合の事務事業だよと、こういうふうに変わってきたよと、こういう理解を私はするわけですが、それによろしいですか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、区画整理地区内に建設をされる方については、将来、受益者負担金の負担をしていただくという確認書は交わしてございます。それから、この受益者負担金が組合の事務ということではなくて、これは事業として、支出科目として事業計画の中に組み入れたということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、結果的には受益者負担を後払いでやりますよという確約書はとって、しかし、実際の金の支払いはない中で受益を受けていたと。これは間違いありません。その後、区画整理組合が事業計画の中で、その受益者負担の取りまとめといいますか、取り組みもするようになったのだと、こういう理解でいいかどうか。この2点です。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 地権者においては確認、区画整理組合については支払いの承諾ということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうすると、一つは私なりに解釈すると、思いやりの組合事業の拡

大と思いを認める幸田町の下水道事業受益者負担金徴収事務だと、こういうことになるんですね。そうしますと、受益者負担金にかかわる条例、あるいは法に基づく受益者負担金の自治法あるいは下水道法と、こういう中で受益者負担金の規定がある。それは、受益者とはそもそも何ぞやという規定があるわけですね。受益とは何ぞやといったときに、土地の地権者、収益を受ける地権者ですと、こういう規定ですよ。しかし、あなたの説明でいきますと、その個々の地権者の受益を組合が事業計画の中に入れましたと。したがって、組合が前面に出て、この受益負担金の取りまとめをしたと、こういうことですね。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 受益者負担金の趣旨は、土地に対して平米350円ということで、先ほども申し上げましたけれども、区画整理組合が今回、事業が計画どおり進捗した中で、権利者の方の増進というのですか、そういうのがあり、それに対して支出が少なく済むというのも区画整理組合事業計画の変更の中の事業としていろいろ御検討され、組合員に、要は、地権者に還元できるものとして受益者負担金を支出にしたものだというふうで御理解いただきます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、今のあなたの説明でいきますと、要は、わかりやすく言えば、区画整理組合が事業計画の中で、この受益者負担金の取り組みを計画の中にやりましたよと。したがって、組合に加入する組合員の便宜と負担軽減を図るために、規定のある前納報奨金制度を組合が代行してやっておりますよと、こういう理解をするわけですね。それでなければ、これだけまとまった金額は出ないし、組合がそういう取りまとめイコール代納という形で事業を進めた結果、1,500万円の前納報奨金が出ますよとこういう理解を私はするわけです。そんな代納規定があるのか。便宜を図るのは、組合が組合に加入する地権者の利便性を図るのは結構ですよ。しかし、組合が幸田町の条例に定める下水道受益者負担金の事務を組合が取りまとめて受益者の、いわゆる組合員の利益を守るために、あるいは負担軽減のために前納報奨制度を利用して、その結果として1,500万円の住民の負担軽減に資したと。そうしますと、組合は、そういう代納する事務ができるのかと。代納行為ができるのかということなんだ。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 組合のほうが代納行為的な事務をしたということではなく、土地区画整理事業組合の事業計画の変更の中に受益者負担金の支出項目が決められたということで、それについては、当然、先ほども申し上げましたけれども、総代会なり、総会なりの議を経て、区画整理組合の権利者の合意のもと進めているという状況です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、それは組合の中の事務手続上の問題と、事業計画がないのに組合が勝手にそんなことをやっていけないと。いわゆる、手違い、間違いがないように事業計画の中に位置づけたと。位置づけたから、代納行為をしてもいいのだという組合の中の問題は、あなたの言われるように、そうでしょう。では、そうしたときに、

自治法や下水道法、さらには、幸田町の下水道の受益者負担金の中で1,000分の5という受益者負担金の報奨の割合とアップが20万円というのは規定があります。しかし、関係者の合意のもとに取りまとめて代納する代行組織を認めているのかということなんだ、私が基本的にお聞きするのは、代納行為なんかないわけですよ。利便性を図るのは、それはいいでしょう。しかし、そういうところに着目、着眼をして、現実には下水道の受益たる受益を受けながら、受益者負担金を支払ってこなかったという問題が相殺されていくのか、こういう問題であります。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、受益者負担金が今回まとめて54.2ヘクタールが賦課をされたわけですが、ちなみにこの面積というのは、深溝の南部処理分区は69ヘクタールでございます。若干、今回の区域のほうが少ないわけですが、そういう深溝においても現在、受益者負担金でいろいろな事務がございます。例えば、現在、農地の場合は猶予するんですけれども、5年ごとに徴収をするとか、それから、滞納整理等ありますが、相見が今回、そういう納付をした場合には、そういう事務手続がまず要りません。それから、5年で20回、期別で徴収するという事務も今回で軽減されると。全体区域54.2ヘクタールですが、賦課をする区域は、学校とか、鉄道とか、道路とかを除きますと33.2ヘクタールで、学校等は減免がありますので33.2ヘクタール分の宅地が大半において完納できるというようなこともメリットとしてあるわけです。そういう組合のほうに本当に代用できるのかという点は、現実には運用を見ながら判断をしているという、そういう効果を見ながら判断をしているということです。現に、野場の区画整理、それから、大草の山添の区画整理においても、同じような形で過去行ってきた事例に基づいて今回も行うものでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 15分という時間の中ではもう少しやりたいわけですが、あした、あさって、それぞれ特別委員会が設定されておりますので、これについてはもう少し深めていかないとどうも私も理解できないということだけ申し上げて、次に移ります。

資料を出していただきました。この資料の関係は、要は、ことしの1月16日に岐阜市を相手取った水道料金の返還訴訟。岐阜地裁が岐阜市が負けて、岐阜市が控訴して、名古屋高裁でまた岐阜も負けたということで、最高裁への上告を断念したことによって、第1審、第2審の判決の内容が確定をした内容であります。

その結果については、資料で出されておりますように、要は、下水道使用料金に差が出てきている。上水専用のところと、それから、井戸水を併用するところと料金の算定について著しく不利益をこうむっていると。これは、下水道法の20条に定めるところによって、岐阜市の行政措置は誤りだと。したがって、金額を返還せよと。原告は1名だけと。しかし、内容的には二十数名、総額的には1億円を超えるということが報道はされております。

そうしたときに、我が幸田町はどういう形でやっているのか。いわゆる上水道だけをやれば、それは今のやり方でオーケーだと。しかし、今、震災だ、防災だということで井戸を持っているところの実態調査はされたようです。しかし、その井戸水が生活の用

水として、飲料水もあれば上下水道の利用の仕方もあるだろう。そういう井戸水を使っている実態と下水道料金にリンクする計算式はどういうふうになっておりますか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、下水道の料金の徴収の基礎となる排出量ですが、その中身はどうなっているかということでございますが、水道水のみ利用者については、水道メーターの使用指数の量ということ。井戸水のみ利用者については、認定水量として1人6トン、1カ月当たり世帯人数を乗じた量ということです。それから、井戸水と水道の併用の方におきましては、水道の指数に井戸水の利用形態、例えば、台所だけとか洗面、それから、お風呂だけとかというようなことで、各使用の種類によって1人当たり1トンとか、例えば風呂は1人当たり2トンということで、水道の使用水量にその認定量を加算した量というふうになってございます。

そういうふうな状況で、実際は井戸水と飲料水の実態ということで、実は、岐阜市の場合には1人当たり月12トンということで、幸田町においては倍の量ということですが、それでうちのほうも実はそういう件があったということで、井戸水だけの人に対してもどうなっているのかということでございますが、水道水だけの方の世帯を調査しまして、これは当然いろいろな方を選ぶということではなく、職員の中で掌握をして1人世帯から6人までを選ぶということです。そういう中で、実際各月を計算して、1人当たりを水道水のみの方の調査結果では、一般的な家庭で3人から6人世帯では6トンから7.4トンという調査結果が出ました。そういう点では、現在、町が認定してある6トンはおおむね適正な量というふうに判断をしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 資料にもありますように、下水道法の関係からいくと、202条で下水の量、その使用者の使用の対応において妥当なものでなければいけないよと。あなたは足して2で割ったら妥当なんだということですが、使われ方はさまざまなんですよね。飲料水で使っているところもあるけれども、そうでないところ、雑用水で使っているところもある。その比率などというのはわからない。実際、1軒1軒、寝泊まりといたしません、朝から晩まで、せめて1週間ぐらい使用実態をびしっとやらなければ、そんな使用の大要などはつかめない。そうしたときに、では、この下水道法の20条は、特定の使用者に対して、いわゆる特定の使用者というのは、井戸水と併用の者に対して、不当な差別的取り扱いをするものではないこと。つまり、不当な取り扱いしてはいないよと。公平であって・・・。

そうしたときに、岐阜地裁の判決はどう述べているかというと、「岐阜市が言っているその主張の立証責任がなされておらず、認定基準とこれに基づく料金徴収の方法、処分は違法である」と、こういう判断です。要は、もう少しわかりやすく言えば、岐阜市のやっていることは、一升ますでぼんぼん、ぼんぼん水をくんでやって、「あなたのところは6人ではないか、あなたのところは3人ではないか、これでいいではないか」と。「ばかを言うな。私のところは雑用水しか使っていない」と。「私のところは飲料水やら風呂の水、洗濯も使って、上水はほんの少ししか使っていない」と言っておきながら、ぶっかけをして、基本料金のほかに上水道の水を使った量で下水道料金が決まるけれど

も、岐阜の場合は、世帯の人数から下水道使用量を算定しております。今、あなたの言われた内容ですよね。これが違法性だよと。立証責任を果たしていないよという岐阜地裁の判定ということですから、私は今の内容の関係からいけば、幸田町もその実態にあわせて、少なくとも名古屋高裁で判決を受けた内容からいけば問題があるなということですよ。

したがって、私が申し上げたいのは、今ここでそれを論議しているということよりも、まず幸田町として、上水だけなら結構、あるいは井戸水だけなら結構。しかし、それを併用している比率とか、件数とか、その実態というのは、今、職員を……

○議長（池田久男君） 残り1分です。

○14番（伊藤宗次君） 足して2で割ってやって平均が出たから、こんなものだろうというさっぱではなくて、私はこのやはりこの判決をきちんと受けとめて、立証責任を問われているわけですから、実態調査をされるかどうかということでもあります。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 実は、認定するというのは、今、議員言われましたように、世帯構成も当然しかり。例えば、乳児と老人が1人として同じ量を使うのかということもありますし、それから、現在の設備機器は節約等にもなっています。だから、旧来の機器とどうかという点も一概に判断はしづらい。ただ、水道水のみを調査をしましたが、これについては、指数は必ず出てきます。今後さらにということになると、今言ったような利用形態、それから、設備も調べていく必要があるかと思いますが、大方判断できるだろうと。これが立証したのかどうかということですが、実は、この下水道法の井戸水の認定をする際、深溝の南部処理分区の条例をつくる際には、井戸水にメーター機をつけて、それも各世帯、4人とか、3人とか、そういう調査の上で6トンというふうに決めた実績があります。ただ、いかんせん、それから二十数年たっている中でもまだ6トンということで、非常に経過もたっております。そういう点では調査が簡単にはできません。やはり本人の承諾と、どういうところにメーター器を設置して行うということもかかわりますので、今後、町としては、この水道水の量が、例えば、大幅に井戸水の認定量と差異ができたときにおいて、そういう調査を考えたいと。ただ、その差異については定期的に、例えば毎年ですね、そういう水道水のみの方と井戸水のみの方の量を点検をするとか、チェックをしながら判断をするというようなことを考えております。

もう一つ、それなりに今、井戸水の世帯数は全体、今、幸田町下水道は1万1,322戸ございます。その中で井戸水は55戸。井戸水のみ使用者は55戸ということで、全体の0.5%です。そのうち、またさらに併用している方が234戸ということで、これは全体の2.1%。対象数は現実にそんなに多くないという状況ですので、そういう水道水と井戸水のみの方の差が生じておれば、速やかに調査ができるというふうに思っていますので、そういう形で今後、事務を推進していきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第26号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第27号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第27号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りをいたします。

ただいま一括議題となっております第1号議案から第11号議案の11件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管常任委員会に付託いたします。

各常任委員長は、ただいま付託いたしました議案の審議結果を3月22日までに取りまとめ、3月25日の本会議で報告をお願いいたします。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりでありますから、よろしくをお願いいたします。

日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、予算特別委員会の設置についてお諮りします。

ただいま議題となっております第19号議案から第27号議案までの9件は、内容も多岐にわたりますので、慎重審議を期するため、予算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く15名といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、平成25年度当初予算の9件は、議員15名を予算特別委員に選任し、付託することに決定しました。

ただいま設置された予算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いいたします。

委員長の互選は、3月12日午前9時より、議場においてお願いいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長議員である12番、内田 等君をお願いいたします。

審議の結果は、3月22日までに取りまとめ、3月25日の本会議で報告をお願いします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、3月25日月曜日午前9時から会議を再開しますので、よろしく申し上げます。

ここで、皆様をお願い申し上げます。

本日は、東日本大震災から2周年を迎えます。ただいまから、震災により犠牲となられた方々に、哀悼の意を表し、議場において1分間の黙祷を捧げますので、御協力をお願いいたします。

皆様、御起立をお願いいたします。

（全員起立）

○議長（池田久男君） 黙祷。

（黙 祷）

○議長（池田久男君） 黙禱を終わります。御協力ありがとうございました。

御着席ください。

本日はお疲れさまでした。

長時間、御苦勞さまでした。

散会 午後 1 時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年3月11日

議 長 池 田 久 男

議 員 都 築 一 三

議 員 浅 井 武 光